

令和元年6月10日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 森園敦志 総務課長 高島浩介 まち・ひと・しごと課長 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 建設課長 三好浩之 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 矢動丸栄二 教育委員会事務局長 吉田淳 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 中島洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局係長 江崎智恵

議事日程 令和元年6月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 吉田 豊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上峰町消防団の団員確保対策 2. 里道の管理 3. 学校給食の安全確保は万全か 4. 農業振興対策 5. 中心市街地開発計画の概要 6. 変則五差路の改良計画
2	5番 田中静雄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人口増の取り組みについて 2. ふるさと納税の取り組みについて 3. 交通安全対策について
3	8番 大川隆城	<ol style="list-style-type: none"> 1. イオン跡地再開発について 2. ふるさと納税について 3. 遊休農地の有効利用への取組みは 4. L. G. B. Tへの理解を深めるために 5. 学校内外での「いじめ」について
4	6番 原田 希	<ol style="list-style-type: none"> 1. ふるさと納税について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 子育て支援について 4. 空家対策について
5	9番 寺崎太彦	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革について 2. 交通安全対策について 3. 地域振興策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番吉田豊君よりお願いいたします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。4番吉田です。議長から登壇の許可がおりましたので、早速質問させていただきたいと思います。

まず1番目といたしまして、質問事項、上峰町消防団の団員確保対策として、質問要旨は、各部の団員所属は管理集落の範囲とすべきではないかということでお尋ねしております。これについては、各所属部の地域集落から他の部の集落へ転居された場合に、本来は転居先の消防の各部に配属をすべきだと思うんですけども、転居されたにもかかわらず、そのままの部に所属されておるといふようなことを聞きますので、これについてはどうあるべきかということでお尋ねをしたいと思います。

2番目に、里道の管理ということで、大字前牟田の字四割八坂地区の行政区はどこかということでお尋ねをしております。

3番目に、学校給食の安全確保は万全かということで、質問要旨として、安全、安心の学校給食が実施されておりますかということでお尋ねをしておりますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

4番目といたしまして、農業振興対策でございますが、質問要旨として、現在でも麦わら焼却を町内においてもされておる方がいるようでございます。佐賀県を初めとして、県のJA、あるいは普及センター、関係各団体からも、麦わら、稲わらはすき込んで土づくりに活用しましょうというキャッチフレーズのもとに進められておりますが、今なお焼却をされておるところがございますので、焼却の現状はどの程度の方が焼却しておるか、把握されておると思いますので、それについてはよろしく質問の趣旨を考えていただいて御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それから5番目といたしまして、中心市街地の開発計画の概要ということで、質問要旨といたしましては、6月定例議会には具体的に議会にも示すということで町長から答弁があつておったようですが、また、3月定例の同僚の議員の質問に対して具体的な工程まで示されて今議会に報告する旨の答弁がなされておったと思いますが、その後、現在の進捗状況がどうかということでお尋ねしてまいりたいと思います。

それから6番目といたしまして、変則五差路の改良計画で、これについてもさきの議会の答弁の中で平成30年度中には概算設計ぐらいまではできるように進めたいというふうな執行

部の答弁をいただいていたんですが、その後、進捗状況がどのように進んでおるかということでお尋ねしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、上峰町消防団の団員確保対策、質問要旨の1番、各部団員所属は管理集落の範囲とすべきではないか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

皆さんおはようございます。私のほうから、吉田議員の質問事項1、上峰町消防団の団員確保対策、質問要旨1、各部団員所属は管理集落の範囲とすべきではないかという御質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、団員の所属につきましては基本的に管理集落の範囲が一番適切かと思っております。しかしながら、婚姻、住居の新築など、さまざまな理由によりまして、町内のほうで転居をし、転居後も当初入団した地元の部に在籍されておられる団員の方もおられます。

消防団につきましては、地域を把握している、また、地域に密着性があるということも必要であるかと思っております。また、団員のほうからもなれ親しんだ地元のほうで活動したいという声も多いことから、転籍の要否については、現在、各部の判断に委ねておるところでございます。

しかしながら、新規の団員については補充人員として各部で勧誘を行っておりますので、現在、新規団員につきましては管理集落の範囲内で御加入をお願いしているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

なれ親しんだところで消防団活動をしたいという団員の希望もあるように答弁がなされたように感じましたが、現在、何名ぐらいの該当者がいるのかですね、それについてわかっておれば、お知らせいただきたいと思っております。

○総務課長（高島浩介君）

今、議員から御質疑がありましたところで、管理集落じゃないところで活動をされておる団員のことかと思っておりますが、ちょっと今、私どものほうではその実数については把握をいたしておりません。済みません。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

この問題を私がなぜ取り上げたかというのは、やっぱり非常備消防の初期消火に徹するためにはですね、やっぱり何としても地域密着型、消防団活動もその地域になれ親しんでいただいて、できるだけ早く消防、格納庫に着かにかいかわけですね、初期消火を全うするためにはですね。例えば、私は上坊所ですけど、上坊所から大字堤とか、大字前牟田、大字江

迎に転居されたときに、また3部まで来る時間が、私は初期消火の時間は足らんと思うとです。初期消火をするためには、やっぱり自分の住んでいるところの消防団に入部していただいて消防活動をしていただかなければ、初期消火がなかなか難しいんじゃないかというふうに感じたものですから、ちょっとこの質問をお尋ねしたんですね。よろしくお願いします。

○総務課長（高島浩介君）

今、議員御指摘のとおり、各部の人員等が不均衡になってくれば、確かにそういう事態が発生するかと思っております。で、現状はまだ一応各部の人間としては一定の定数を保ったところで推移をしております。

で、今後につきましては、先ほども申しましたとおり、何と申しますか、所掌範囲というか、管理集落の中での加入のほうをお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

総務課長の答弁はちょっと矛盾点があるように感じたんですね。というのはですよ、部落を外れた、転居なり婚姻でよその管理の部落に転居した、その人員は把握しておらんですね、団員の確保ができてからその問題はないというふうに私ちょっと聞き取ったんですけど、それはちょっと答弁が矛盾しているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（高島浩介君）

御指摘を受けましたが、本来、上峰町の消防団の定数というのは全体での定数が170名ということで定められております。その中で各大字ごとに1部、2部、3部、4部ということで4部分かれております。現時点ではその4部が、議員御指摘のとおり、中で違うところに住んでおられる方もおられるかと思いますが、4部の中で当然人員が不足しているというような形には至っておりません。

今後につきましては、議員が御指摘のとおり、ほかの地区におられる団員についても各部が転入をされてきた時点で人員が不足している場合は勧誘をされている状況ではあります。ただ、そこにつきまして、ボランティアでもありますし、前のところに入っていたいということになってまいりますと、逆に、例えば、1部から3部ということになりますと、1部のほうが減って3部のほうがふえるというような状況にもなってまいりますので、今の状況としては、できるだけ転籍はしていただきたいんですけど、前の地区でされて、新規団員の方についてはきちんと所掌のところに入っていたきたいということでお願いをしている状況です。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

私からお願いという形になると思うんですが、やはり自分の住んでおられる各部に、できたら、現在、既に消防団員の活動をしてもらっておる消防団員の方にも説明をして、で

きたらやっぱり住んでいるところの消防の各部に異動を変更していただくようなことができないのかどうか。私も消防本部でちょっと活動した経験があるんですが、やっぱり常備消防と違って非常備消防の場合は、地元が一番近いというところでの非常備消防ですから、初期消火がまず第一なんですね。そのためにはやっぱり近くに住んでもらっておったほうがいいだろうというふうに感じますので、大変だとは思いますが、できるだけそういうやむを得ず転居とかなんとかされた場合については、転居先の各消防団員に入部していただくように役場として指導をしていくべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（高島浩介君）

今、議員から御指摘がありましたとおり、今の現状としても、先ほど申しましたように、各部で所管のところに入ってくださというお願いはしております。で、今回また議会のほうで御意見が出ましたということで、消防の幹部会議、また、その他、折を見ながら、きちんと自分の管理集落の範囲の中に入っていきような形を各部お願いをしてくださいということをお伝えしたいと思います。

以上です。（「いいです。次へ進めてください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次いいですか。

質問事項の2番目、里道の管理、大字前牟田字四割八坂地区の行政区はどこか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

吉田議員の質問事項2、里道の管理、質問要旨1、大字前牟田字四割八坂地区の行政区はどこかという御質問に対してお答えをいたします。

大字前牟田四割八坂地区ということでございますが、小字としまして位置的には老松神社の周辺、こちらから北のほうへ神埼北茂安線のほうをまたぎまして町道特老中杖線、こちらは三上との境になりますが、そちらの南北に細長い地区のことかと思えます。現在こちらの地区の住民の皆さんにつきましては、行政区のほうは上米多地区に入っておられます。

以上、吉田議員への質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

私の書き方が悪かったかもわかりませんが、この問題は、今回、住民の方が家を建てられたそうなんですが、当初、上米多の区長から、里道の通行どめとか、町道の通行どめとか、排水のための雨水を流すところの排水通りとかというのを、当初、上米多区長から同意をもらっておったと。ところが、後になってですね、寺家1の区長からはもらわれたような話を聞いたんですね。だから、上米多とか寺家1にかかわらず、本来は字で行政区が決まっておりますから、行政区の区長を変更して同意をもらった経緯についてちょっと説明をいただきたいと思えます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。ただいま吉田議員のほうからの御質疑で、地区を変更して同意をいただいた経緯について説明をということでの御質疑かと思えます。私のほうから、里道、水路関係の通行どめ等についての説明をさせていただきます。

当初、今、議員がおっしゃってる四割八坂でございますかね、じゃないところの御質疑かと思えますけれども、住民さんが家を建てられるということで、そこを通行どめする必要があるということで業者の方がどこの地区に同意を求めればいいのかということで私どもの建設課のほうに来られました。で、その際に、地区は上米多のほうでありましたので、上米多の地区の区長さんのほうに同意をいただいでくださいということでお話をさせていただいた経緯がございます。

で、その後、その方の行政区の区割りをどう考えられたのか、私のほうでははっきりとちょっと理解してないんですけれども、寺家1の区長さんと上米多の区長さんとで協議をされたということ聞いております。で、寺家1のほうに部落入りですかね、行政区をおさめるということでその家を建てられた方が申されたということで上米多の区長さんのほうから電話がございまして、同意についても寺家1のほうからもらってくださいという私のほうにお電話があったんですけれども、地区としましては上米多のほうでございますので、上米多の区長さんのほうで同意のほうをお願いしますというお願いをした経緯はございます。しかしながら、寺家1のほうでということ申されましたので、そういった流れの中で寺家1の区長さんのほうで同意をされたということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（吉田 豊君）

確認をさせていただきたいと思いますが、上米多の区長と寺家1の区長、双方の区長が話し合った結果、そういうふうに寺家1でいいということに決まったということですね。それ間違いないですね。

○建設課長（三好浩之君）

今、議員のほうからの御質疑で、寺家1の区長と上米多の区長が話し合った結果、そういうことでいいかということの御質疑かと思えますけれども、話し合いをされたかどうかというのは私のほうははっきりとそれを聞いた、上米多の区長さんから電話で寺家1の区長さんのほうからその方が住民の行政区としての地区入りを寺家1にされるということで話を聞いたということで電話がっております。そのことについてはお二人協議をされたのかなと思えますけれども、排水同意とか通行どめの件に関しましては、そこを了解したとかされていないとか、そういったことに関しては私は聞いておりません。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

区長さんたちが話し合われてやったということに仮にしたとしてもですね、これは多分区長独断ではだめじゃないかと思うんですよ。区の総会を開いて、お互いの区の総意に基づいてしないとですね、生活を始めてからいろんな問題が出てくると思います。例えて言うならば、一番生活していく上で密接な関係のごみ処理ですね。今、住民課から補助金をもらってカラスからなんからいろいろ被害が出ないように鉄骨製の網を張った強固なごみステーションを各部落でつくっておられますが、これも部落の所有なんです。補助金をもらって、あと補助残は区費で支払って部落の区長さんが運営しているわけですね。そいぎ例えば、今度、実際は上米多に住まわれてますけど、寺家1に入っちゃない、寺家1までごみを持っていかんやいかんわけですね。ほんな目の前にごみステーションがあっても、これは上米多んやけん入れさせんばいと、おまえは区費も払いよらんけん、おまえは入るっぎでけんと言われたときには、住民が一番困ると思うんですよ。

だから、単に両区長が同意したから云々じゃなくて、役場として、行政として、いや、いろんな問題が出てきますから、やっぱり行政区の上米多ならば上米多に入ったほうがよくなるかですか、こういうものが今後生じますよという、それぐらいの指導をした後に、なおかつ、いや、僕は寺家に行くばいとやんさんならそれはとめられんかもわからんですけど、そういう指導もやっぱりしてもらわんやいかんと思います。そういう指導はされたんですか、されてませんか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員からの御質疑で行政区の定めについて指導をしたのかしてないのかということの御質疑かと思えますけれども、私ども建設課のほうでは、今、議員の御質疑の中での答弁できる内容としましては、通行どめ、排水同意、これらの同意に関して、どこの行政区にあるかということでの同意書に関して、どこの区長さんが印鑑を押していただけるかということに関しては建設課のほうで所掌しておりますので、そのことに関しては上米多の区長さんのほうでお願いしますということをお願いしております。今回の件も全てそうです。

しかしながら、個人さんが行政区をどこに定めるかということに関しましては、建設課ではなく、その個人さんの考えでもございます。で、住民票を異動させるとき、転居させるとき、住民課のほうで所掌していると思いますので、その点に関しましては私のほうでの答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

この問題は、この件に限らず、上坊所でも結構あるんです。上坊所から三上地区に家を建てて、なおかつ今も現在、上坊所とつき合っている方。しかし、区長の同意を本来あるべき上米多から他の区長から印鑑をもらうという、この行為に対してはもう少し慎重に進めてもらわないといけないと思いますし、なおかつそういうことであれば、住民課の判断を仰が

なければいけないということであれば、住民課にちょっと相談に行ってくださいぐらいの、やはりそういう温かい指導を町民の方にするべきじゃないかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員の御質疑ですけれども、地区について指導すべきではないかということでございますが、私が今回の件でその方が上米多に地区を定めずに寺家1にされたとお聞きしたのは上米多の区長さんからお電話があったときに知ったことであって、その後、住民票を動かされたのか、それ以前に動かされているのか、ちょっと私は存じないんですけれども、行政区をどこに定めるかというのは、私、建設課のほうでどうのこうのじゃなくて、個人さん、もしくは住民課のほうで指導すべきところかと思えます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

そうしますと、行政区の決定は本来、役場のどこの係が担当すべきなんですかね。関係課長お願いします。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうから吉田議員の行政区についての御質問にお答えしたいと思えます。

住民課としての取り扱いとしましては、基本的には該当の場所の周辺の行政区を確認し設定しております。また、転入、転居等でどちらの行政区になるか不明な場合は、やはり該当の区長様に連絡をし、どちらの行政区に入るかお尋ねをし、確認したところで決定しております。恐らくこの時点で区長様がいろんなことを考えられて判断をされているものかと思っております。

また、本人より申し出があった場合も、地区の方に確認し、同意されているということであれば、常識の範囲でございますけれども、申し出のと通りの行政区にしております。

もし、誤りがあった場合は、行政区の修正はその都度行っておるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

それでは、扇課長にお尋ねしますが、先ほど私が申し上げたような生ごみの問題とか、やっぱり現に出てくるんですよね。だから、区長間で同意されても、私は本来、区の臨時総会でも開いて行政区を変えるという形にせんと、例えば、今回建設された方は私は寺家1が好きやけん寺家1に行く。隣に仮に今度家を建てられた方は上米多に入る。そういうばらばらな行政区はないですよね。だから、少なくとも字名が、昔のこれは多分、地租、固

定資産税を根拠にしたところでの行政区の確定がされておると思うんですが、その点については税務課長いかがですか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。固定資産税につきましては、旧の字図ですかね、それを基本に小字ごとに設定をしておるところでございます。

答弁につきましては以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

ちょっと理解できないんですが、旧字図をもとに行政区が現に定まっているわけですね、課長。ということでしょう。そいぎ、旧字図では、先ほど総務課長以下ずっと答弁いただいたんですが、本来は上米多であるということ为先ほどからずっと答弁いただいたんですが、しかし、本人の希望によって寺家1にその分については変更したということなんですが、そういうことは個人の自由で簡単に換えられるんですか、どうでしょうか。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。

○住民課長（扇 智布由君）

吉田議員の個人的な意見で自由に行政区を変えられるのかというような御質問かと思いますが、行政区につきましては法的に特に規定はございませんし、場所によっては行政区が混在している場合もございますので、地区と地区の協議とか、あと、ケース・バイ・ケースになってくる場合もあるかと思えます。個人的な意見というところではちょっとどういうところかということになりますけれども、区と区の話し合いでどちらに入るのかというところでお話し合いをしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質問はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

個人ではなく、区と区の話し合いで決めるべきということですが、その前に、先ほど言いましたように、もともと地租、いわゆる固定資産税をとるための各行政区が決まっておって、四割八坂じゃないというふうなちょっと答弁もあつたんですが、仮に仮定して四割八坂としますと、四割八坂は上米多区ということで大分前から、ずっと以前ですよ、固定資産税の制度が始まった、その前からですよ、多分、地租というのは江戸時代ぐらいからですから。その中で定められた行政区というものを区と区で話し合って決めるんじゃないかと、やはり毅然と役場のほうがここはどこどこ区ですよということとそこに入ってもらわんばいかんという、強制権はなくても、先ほど私が言いましたように、今後そういうふうなことをされたらこんな問題が出てきますよと、それでもあなたは構いませんかというぐらいの指導はせ

ひともしていただかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。吉田議員の御質疑でございますが、先ほどの消防団の団員確保対策のところの管理集落を範囲とすべきというような話も同様ですが、これは古くて新しい問題で、時々、議員の質疑の中に出てくる問題であります。まず基本的な認識としては、住民自治組織と、また、こういう中間組織ですね、消防団のような組織と、行政が実務上の事務を行う単位というのは一致しないことがあるということです。まず、住民自治組織は法律的には根拠は内規で動かしているサークルみたいなものでございまして、その自治会の会長さんをたまたま行政が区長というふうに位置づけまして、契約をもとに頒布をお願いしたり、広報紙の配布等をお願いするという関係だということを、以前、もうかなり前の議会でも申し上げたところでございました。

その上で、基本的には、今、自治会の会長さんを、住民自治組織の組織長を区長さんという形をお願いしながら、町がお願いする事務について行っていただくという関係でございますが、今みたいな問題が出てまいります。行政が考える行政区と、自治会、サークル同士の話し合いによってどちらの自治会に所属するかということが不明な場合、話し合いをしていただいて、そのお互いの自治会の中で所属員を理解するということになりましたが、そのときに行政がお願いするサービスの提供が滞りがあってはいけませんので、その点も含めて話し合いがなされるべきだというふうに考えます。特に先ほどのごみの問題等についても、行政としてはごみ処理についてはスムーズな対応をお願いするがために、寺家1に所属、組織的には加入されていても上米多のほうに出していただきながら運ぶということが可能になるような話し合いをぜひしていただかなきゃいけないと思いますし、こういったことは実際住民であることを要件とする行政作用なのか、住民でなくても行政サービスとして提供しなきゃいけないことなのかということで、例えば、住民じゃない方が上峰町にお住まいになられてごみを出される場合というのも区長会で以前どうしたらよいのかという話がございましたけれども、こうしたことは世の中広くございまして、基本的には住民でない方というのを特定することができない上はエリアとして特定することができない、例えば、集合住宅であれば、10人居住されていて1人が住民票を出していないということであっても、特定することに行政が時間とマンパワーを費やすよりも、ごみを運んでもらうということを優先すべきだということのような考え方になってございます。道路みたいなものですね。道路であっても住民でない方であっても道路は通るわけです。本来、道路行政は住民税をもとに町道については我々がメンテナンスしますから、町道については住民じゃないと通れないんじゃないか、ごみについてはごみを出せないんじゃないかという議論はあるものの、そういう住民の皆様方を特定することに時間と労力を割くよりは使っていただくことと、また同時に、ここは大事ですが、

吉田議員がおっしゃるように、住民票を届け出てくださいというように働きかけることが重要になります。

よって、今回の件でも住民組織の話し合い同士で加入する自治体が、本来、行政区どおりでない自治区に加入されたとした場合、もちろん行政としては行政区どおりにしていただかなければ、議員がおっしゃるように、こうした問題が起きますということをあらかじめ区長さんを通じて、あるいは行政から申し上げることは必要でありますし、区長さん同士の話し合いの中でもそうした不都合があることも含めて協議していただいて、その場合には行政のサービスが低下することがないような対応をお願いすること、これは非常に重要になるというふうに理解をしているところでございます。

よって、消防団の話もそうですけれども、基本的には行政として管理集落範囲というふうにすべきだと思っておりますし、そうあるべきということと、即応性だけを考えれば、そうあるべきなのでしょうけれども、中で人間関係であったり、あるいは地域単位でなければわからない事情というものもある上で、各部、あるいは各地区の話し合いに委ねるということを今までやってきていますし、今後もそうしていくべきものであるというふうに考えております。

○4番（吉田 豊君）

町長からの答えの中で、そういう行政サービスが滞らないようにやるべきだということで一応納得はするんですが、要はですね、そこに住んだ今回のその人が、ごみはうちに、横にステーションがあっても、ここは上米多んとやけん入れさせんというふうな、そういう形のことになってくると、その方が、そこに住む人が一番困ってくるわけなんですね。だから、そういうことがならないように、あと、上米多区長、寺家1の区長と住民課が中心になって、どこが担当してもいいですけども、そこに住む人たちが困らないような施策をとっていただくようお願いしたいと思います。それで、この項については終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、学校給食の安全確保は万全か、質問要旨、安全、安心の学校給食が実施されているのか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。吉田豊議員の質問事項3、学校給食の安全確保は万全かの要旨1、安全、安心の学校給食が実施されているかという御質問についてお答えをいたします。

学校給食の安全確保につきましては大きく3項目で取り組んでいるところです。1つ、異物混入対策の徹底。1つ、アレルギーへの対応。1つ、衛生管理の徹底でございます。

まず、異物混入対策につきましては、食材納入業者、調理委託業者、小、中学校教職員と連携し、異物混入の防止に取り組んでおります。

具体的には、それぞれの調理工程ごとにその調理担当者が異物の混入がないことをしっかりと確認するとともに、調理前後の機材の状況や手順について細かく研修を行い、異物混入対策を実施しています。調理機器のボルト・ねじ等の脱落、緩みの有無の確認については、調理機器メーカーに確認箇所を明示していただき、調理前後に直接触り、脱落、緩みの有無について確認するように改善をいたしました。

また、アレルギーへの対応につきましては、アレルギーを持つ児童・生徒の保護者、医師と連携をとり、医師の指示書をもとに除去食や代替食の対応、食器の区分け、児童・生徒までの手渡しなど、アレルギー事故防止を実施しております。

また、衛生管理の徹底につきましては、日々の食材納入時の食材の状況確認、従事者による日々の清掃、体調管理、検便検査、専門業者による食材検査、給食室内の衛生、害虫防除・駆除業務、衛生業務及び厨房機器保守点検業務を実施し、衛生管理を徹底しております。

以上、吉田議員の御質問に答弁させていただきます。

○4番（吉田 豊君）

私の質問の仕方が悪かったかも知れませんが、私の意図するところは全然入ってません。というのはですね、3月の議会において私が種苗法の関係で申し上げました。アメリカ・カナダ産の小麦から9割以上のグリホサートの成分が検出されたという公表がされております。このグリホサートという成分は発がん性物質です。学校給食でパンを食わせてるわけでしょう。だから、発がん性物質を含んだ食パンを食べさせてないのかな、もしかしたら、その小麦粉を使ってはいないのかなという心配があったから、この質問項目を出したんですね。私が3月に申し上げてから何らかのそういう協議なり調査ということはされたんでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御質問のパンへの対応でございますが、上峰町学校給食で使用しておりますパン、現在使っております小麦粉は北海道産、そして、国内産ということで規定をしております。グリホサート、その混入の有無について直接食材検査等はしておりませんが、アメリカ産やカナダ産の小麦を使ってはいないということで回答させていただきます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

北海道産を使っておるというお答えをいただいたんですが、それは納入業者、パンの製造メーカーからなんからを確認されたんですか、どうですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

パンの納入業者について御質問をいただきました。

パンは学校給食会という給食の食材を取り扱うところから調達をしております。また、そのパンには種類が金額等々ございます。その中で上峰町が使用しておりますパンは小麦粉は北海道産のもの、また、国内産のものというパンを指定して購入をさせていただいていると

ころでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

以前は商品に原材料の生産地まで記載するような法律の決まりがあったんですが、今それも取り払われておりますが、今お答えいただいた学校給食会のほうに、北海道産、国内産に限るといふような指示をしておるといふことなんですが、学校給食で使っているパンの値段というのは他の商品に比べて高いのでしょうか安いのでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

パンの値段ということで御質問をいただきました。他の食材にという御質問ですが、ちょっと（「パンに限っていい」と呼ぶ者あり）パンに限って、ありがとうございます。

上峰町の学校給食会、今使っているパンは値段、数種類ある中で一番高い金額というふう
に認識をしております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

パンが一番高いものを使っておるといふことなんですが、じゃ、大体幾らぐらい高いのか。これを聞くのはですね、国内産は高いからどこも使わんとですよ、豆腐業者にしろ、何にしろね。だから、ただ単に高いから国内産ですよということ、想像はつきますけど、それを確認したことはありますか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現在、手元にパンのそれぞれの単価については資料を持ち合わせてございませんが、私が経験の中での話で大変恐縮ですが、国内産についてということで学校給食が提供するパンの中でも一番高いものということで認識してございます。それは焼き方がいろいろございまして、冷凍食パンとか、それから、前日の焼きたてのパンとか、そういういろいろございます。その中で国内産のもの、まづもって学校給食会は国内産の食材、パンを使っているというふう
に認識してございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

学校給食会は国内産のものを使用しているというふう
に認識をしている、認識じゃなくて、確認はされたんでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ここに至って確認ということでの御質問でございましたが、昨今、確認はしてございせん。ただ、私が担当しておるところにおいて、そういうふう
に話の中で国内産をということ
でお話をさせていただいておりました。

ただ、議員御指摘のパンのそれぞれの成分とか、そういう表について、出先とか、そ

うところまで確認をしたことはございませんでした。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

確認をしていないで、あだこうだという議論にはならないと思うんですね。だから、追跡調査をして、学校給食会というのは納入業者であって、製造業者じゃないわけでしょう。だから、製造業者からそういうふうに報告されれば、それは国内産になってしまうわけね。それが間違いなく国内産の小麦粉を使っているかどうかというのは製粉業者を調べにやいかんわけでしょう。主管課として、当然、子供たちの安全・安心な給食を守るという形であれば、そこまで私はやっていただきたいと思いますが、可能でしょうか、可能じゃないですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御指摘いただきましたとおり、学校給食会と連携し、追跡調査等々、準備をし、資料等確認して、今後の安全・安心に努めてまいりたいというふうに思います。御指導ありがとうございます。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、いつまでに確認して報告じゃないですけど、いつぐらいまでに確認できるかどうかをお尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

いつまでにとということで御質問をいただきました。直ちに学校給食会と連絡をとりたいと思います。その後に、期限につきましては、例えば、次の議会には報告をとということでいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○4番（吉田 豊君）

直ちにやっていただくということでございますので、よろしくお願したいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問事項の4番、農業振興対策、質問要旨の欄の麦わら焼却の現状はということで執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

おはようございます。吉田豊議員質問の質問事項4、農業振興対策、要旨1、麦わら焼却の現状は。

先ほど申されました麦わら焼却の現状はについてですけれど、説明の中で、現在も麦わらを焼却しているところがある、すき込んで土づくりに使うとして、県、JAで推進されているが、今なおどれぐらいのところ焼却されているかについて問うというふうなところで答弁させていただきます。

麦わらの焼却につきましては、麦わらの利用状況調査としまして、毎年、県より調査依頼

があつているところでございまして、この調査につきましては、JA営農課に調査協力依頼しまして、8月に報告しているところでございます。この調査報告しておりますのは、麦わらの発生量を全体作付面積から算出しまして、麦わらの利用区分ごとにその利用数量を報告するところとなっております。JAの調査協力によりまして、焼却した麦わらの数量のみを報告していただいているところですので、当該数値のみ焼却した麦わらとして把握しているところでございます。前年は235トン、19.1%と報告しているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

数字で把握して数字で報告しておるといふことなんですが、この件については5月の22日、私もオペレーターとして麦刈りに出とったんですが、麦刈り作業が終わって格納庫にオペレーターが寄ったときに話し合いをしておったときに、ある地区から煙が上がったんですね、格納庫から見えるところが。で、すぐうちの生産組合長が役場の担当者に電話しました。どことどこが焼いているのか、地図にチェックをせろというふうに生産組合長は指示しとったんですが、その点については調査をされたんでしょうか、されてないのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の5月22日、ことしですね、麦刈り作業のときに煙が上がったところについてのところの面積の把握ですが、質問を受けました時期が大麦の状況のときでございまして、大麦の刈り入れについて私どもも現地に回らせていただきまして、大まかなところですが、大麦、このときのどこに煙が上がったかというふうなところにつきましては、九丁分、井柳のほうというところで現地の方に赴いて、私、現場を確認させていただいたところがあります。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

九丁分と井柳が焼いておったということなんですが、本来、一番最初、質問要旨で申し上げましたように、麦わらも、稲わらも、大豆かすもすき込んで土づくりに使いましょうということで県を挙げての運動を展開されておるわけですね。で、一部の方がこういうふうに焼却をされておったということなんですが、これらを産業課を通じて指導しておるすき込みの体制というものをとるためには、どのような施策を打ち出したらそれが守っていただけるかどうか、どのような施策を考えておられるか、お尋ねをします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員より質問いただきましたすき込みの施策というふうなところでございますが、町のほうではすき込みの施策については、麦の作付につきましては麦わらの焼却が住宅が混在する農村環境の問題となっており、苦情が寄せられるところも少なくない状況となっておりますので、そのため、農業に理解を求めて今後の営農を推進する必要があるため、焼却をせ

ず有効活用を促して、継続的な作付を推進する取り組みとして支援をしていくところというふうなところで、国の水田活用の直接支払交付金における産地交付金によりまして、麦わらをすき込み、園芸利用、畜産利用等を図る農業者に対しまして助成を出しているところでございます。これの前年度の有効面積としましては253ヘクタールで77%のところとなっております。これについて町のほうで国の補助金を活用しまして助成をしておるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

産地交付金として助成金が出ておるといことですが、今、10アール当たり幾らの交付金が支払われているのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員質問の麦わら有効活用に対する助成金の額でございますが、今年度は交付単価の予定を10アール当たり1,500円程度としております。実績というところでは平成30年度は10アール当たり2千円、平成29年度は10アール当たり1,825円というふうなところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

交付金まで出して土づくりに使用しなさいということで推進をされておるようですが、何で全員がすき込んでくれんとでしようかね。何か対策を考えるべきじゃないんですか。何か対策を考えるべきと私は思うんですが、何か課長、今考えておることがあれば、お答えをいただきたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の交付金まで出して推進しているところについて、この件についてどう思っておるかというふうなところでございますが、麦わらの焼却につきましては、雑草・病虫害の抑制のために、3年に1度ほどは焼きたいというふうなところの声もでございます。もちろん県のほうとしましては、麦わらは有機物が豊富に含まれる有機素材というふうなところで圃場のすき込みを推奨され、また、肥料の節約にもつながるといふふうなところで推進をされておるところでございますが、地域の農業者様の声を聞きますと、やはり麦わらは稲わらと違い、次の水稻の作付までの準備期間が短いというふうなところもありまして、麦わらについては仕方なく焼却をしているというふうなところの声も聞きます。

そういうふうなところも鑑みますが、この麦わらの焼却につきましては、煙による公害的な洗濯物の汚染につながるなど、地域住民の生活に支障を来すところもございまして、また、延焼による火事の危険性も取り沙汰されております。そういうふうなところもありまして、町のほうではすき込みをお願いしますというふうなところで産地交付金を活用しましての推

進を図っておるところですが、地域の農業者様の、先ほども言いました雑草・病虫害の抑制でありますとか、そういうふうな声も幅広く聞きますので、一概にというふうなところはちょっと町のほうでも柔軟なところと捉えておるところでございます。

しかし、町のほうではやはりすき込みをお願いするというふうなところのスタンスは変わりませんので、このスタンスで今後も麦わらの焼却については取り組んでまいりたいというふうなところと考えております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

焼却によってですね、病虫害や雑草の種子を焼き払うという効果を期待して焼くということなのですが、私も以前はそういうふうになっておりました。しかし、県の調査結果ではこれは何ら根拠がないらしいですね。根拠がないものを課長みずからそういうふうな認識をされておるようであれば、なかなか焼却するなどは言われんでしょうから、やっぱり根拠がないものについては積極的にすき込みを推進すべきでないかというふうには私は思うんですね。例えば、今これは交付金対象が個人ですよ。個人だから、個人間の格差が出てくる。だから、例えば、これを集落営農なり生産組合の団体として、その団体の一人でも焼き払うようであれば、交付金の対象外にしますよというふうなきつい施策は出せんでしょうか。そういうものが出せたら、かなり効果があるんじゃないかなというふうには私は思うんですが、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員質問の個人であるところで集落営農のところでは推進していけばというふうなところの質問のところでは回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、個人でなく集落営農としまして集落営農の組合員が1筆でも、1枚の麦をつくっているところでも焼いてしまったら、それについては交付金を交付しないというふうなところの施策も検討するところがあると思います。そういったところを検討するところではありますが、何分今の補助金の交付状況が個人ごとというふうなところで、厳しくするというふうなところはありますが、厳しくするというふうなところも含めまして、地域の先ほどの焼却病虫害については根拠がないと、県のほうでもこれ実験圃場のほうでされていて、そういうふうなところの文書は私たちも目にします。地域の実情というふうなところで私たちも把握ができていないところもございまして、地域と話し合いをしまして、また、個人ごとのところでもっと厳しくするようなところでも検討していきたいというふうなところで思うところがございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

その集落のあり方にもちょっとよると思うんですが、私が住んでおる地域は一人も焼き

ません。全てすき込んでいます。で、やはりそれなりに決まりじゃないですけども、そういう推進方策を守っていただくためには、それを無視されるところについてはある程度ペナルティーをかけてもしようがないじゃないかなと私は思うんですよ。だから、1人でも焼けば、1枚でも焼けば、もうその集落全体、集落営農、あるいは生産組合に対する全ての交付金がとまるという形になれば、隣が隣を監視するような、非常に言い方としては悪いですけども、そこまでいかなければやむを得ないような状況じゃないかなと。

で、以前、この煙によって国道34号線で交通事故も発生していますよね。だから、そういう危険も含まれますから、上峰からそういう不幸なことが起きないようにするためにも、私はもっと強い姿勢で臨んでいただきたいというふうに思いますが、最後にお答えをいただきたいと思います。これで私の質問は終わります。課長、あと最後に一言だけ答弁してください。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のとおり、集落営農、集落全体でのペナルティー、厳しくするというふうなところでももちろん考えていくところでもございますし、また、我々の政策的なところも焼却について燃やすことで火災、また、煙による降灰というふうなところで、農業に理解を求めて今後の営農を推進するというふうなところでも農業者の皆様に対して自分たちのことというふうなところで理解を求め、推進を図っていくことと認識しました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。質問事項の5番目、中心市街地開発計画の概要、質問要旨の6月定例議会には示すことになっていたが、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項5、中心市街地開発の概要、要旨1に関して答弁をいたします。

プレゼンテーションにより民間事業者から全体的な進め方などの提案を受けまして、内容に関し審査を進めているところです。大きな案件でもございますので、公と民のリスク分担などの提案内容をさらに深掘りする必要もあるため、提案をもとにした競争的対話を継続し、慎重に取り扱っているところです。

スケジュールとしましては粛々と進捗をさせていますが、議会へお示しするまでの熟度ではないため、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

今ここに3月議会の議事録を持っています。で、3月議会の一般質問で同僚議員の質問に対してですね、今言われたように、5月にプレゼンテーションを実施いたしまして、5月末には優先契約事業者を選定いたしまして、基本協定を締結していく流れと考えております。そ

の後、事業者契約の仮契約を行う予定をしております、仮契約を本契約にするため、またしかるべき議会におきまして議案を上程することとなるだろうというふうにお答えをいただいております。

しかるべき議会というのは今6月定例議会じゃないかというふうに思いますが、提案された内容を注意深く見ておるとのことなんですが、それはもちろん必要なことですよね。それを踏まえて3月議会でこれを答弁をいただいておりますと思うんですが、なぜ時間が要しているのか、それをもう少し詳しく納得のいくような説明をしてください。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと少し何か誤った理解をされているようですので、先ほどの議事録を補足して読み上げます。

しかるべき議会とのタイミングで上程を図りたいと、このように考えておりますという答弁をされた後段です、6月前後にそのタイミングを目指して考えていきたいということですが、その辺が議会に間に合うか、あるいは臨時会なのかわかりませんので、室長の答弁が正確かと思っておりますというふうに答弁を補足しております。

すなわち、この質問の前提に上がってます6月議会で示すことになっていたわけではないという前提で、今、時間をかけてしっかりと協議をしている内容について担当室長から答弁をいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

どういう点を深掘りしていくのかというような内容かというふうに思っております。

1つは経済条件だというふうに思っております。例えば、一例を挙げれば、オリンピック・パラリンピックの開催が近づいております。資材、人件費が高騰傾向にあります。また、佐賀県では2023年には国体を控えているということもございます。これは実際に予算として計上する中で核となる部分でもございますし、こういったところの詰めが不十分であれば、将来紛争の種にもなりかねないというふうに考えております。

また、リスク分担の役割分担のすみ分けの詳細をしっかりと詰めるということも必要になります。公と民がどういう場合にどちらが責任をとるのか、これもしっかりと詰めていなければ、後々のトラブルになる可能性はございますので、こういったところを中心に深掘りをさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

町長から補足の説明を受けたんですが、6月議会には提案することとは言っていないというふうに聞こえたんですけど、以前から6月議会には提案できるようにするというのを私は聞いた記憶があるんですね。ほかの同僚議員も、多分そういうことで町民からお尋ねを受けたときにも6月議会には大体示される予定ですので、それまで待ってくださいというふう

な町民の方にはお答えをしてくださったんですが、それはそれとして置いてですね、室長の深掘りにどうのこうの、2020年オリンピックで人件費が高騰しておる、2023の佐賀国体も間近だというふうな、それは今起きてきたわけじゃないわけですね。オリンピックなんて去年何月ですか、日本に決まったのは。だから、そういうものは全てわかっとったことで、今ここで急に出てきた案件じゃないわけです。そういうものを踏まえて3月議会でお答えになっただろうというふうに私は理解しております。

で、これを幾ら議論しても水掛け論になってしまうんで、今後のスケジュールとして、我々議会に対していつぐらいまでには具体的内容を示すことができるようになるのか、それについてお答えをいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

これは非常にしっかりとお伝えしとかなければいけません、室長は、ここで今申し上げましたように、議事録にもしっかりと残しておられるように、しかるべき議会とのタイミングで上程を図りたいということで言及をあえてしてないんですよ。ということは、相手との、先ほど室長答弁ありましたように、対話を持って、そこで町益を損なうことがないようにという、これをまず第一義的に考えて、お尻を切らず、こうした表現をされていると。私自身が6月前後にそういうタイミングを目指して考えていきたいと積極的な答弁をしております。ですから、議会に上程することが前提で、さもおくれたかのような前提でのやりとりではなく、6月前後に私はそのタイミングを目指していきたいと引き続き考えてございますので、その点は御理解をお願いしたいというふうに思った上で、室長のほうから再度ここでしっかりと熟議をすることの重要性について答弁させます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほどの町長の答弁に関しての補足になりますけれども、ここで非常に重要な局面に今なっているというふうに思っております。ここでの協議内容、ここで詰めるべき内容、これが後々の基本協定ないしは事業契約、こちらのほうに反映していくことになります。また、今後20年というスパンで事業を継続していく上においてですね、ここをしっかりと詰めていって、特にリスク負担の部分に関しては、どちらがどういう形で責任をとるのかというところに関しても、将来予測をしっかりと持った上で、長期に耐え得るだけのリスクの回避ないしはリスクへの対応、こういった形を今の段階で形成していく必要があります。

ですので、こういったところが今から詰めていくべき内容になってくるかと思っております、そこには若干のお時間を頂戴するという点に関しては前もって御了解願いたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

重要な案件ということはよく十分承知しておるつもりです。何分町民の皆さんの期待とい

いますか、どういうふうに変わっていくのかという町に対する期待感というのは物すごいものがあるのですね、かといって急いで失敗するわけにもいきませんが、十分慎重に審議、慎重な上に慎重を重ねて、失敗のないようによろしくお願ひしたいと思います。

で、議長にお願ひなんですが、今から6番目の答弁いただいて質問の時間にも入りませんので、私の質問はこれで終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

以上で4番吉田豊君の質問を全部終了しました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩します。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○5番（田中静雄君）

おはようございます。ただいま議長さんより質問の機会を与えていただきましたので、質問事項に沿って順次質問していきたいと思ひます。

1番目の人口増の取り組みについて、要旨1として、最近は毎月、上峰町の人口が増加傾向にあります。そこで、9,600人を突破いたしました。行政報告でもありましたけども、4月末日で9,632名、前年より81人増という行政報告がありました。過去には9,600人を突破したこともあります。例えば、平成26年5月、これは9,614名だったと思ひます。これは今までの記録だと思っております。同じく9,600人を超した月でいいますと、平成30年2月には9,604名ということです。また、昨年から今年にかけては、大体大まかな数字でいきますと、9,560人の大台を出たり入ったりしておったと思ひます。それが9,632名ということは、上峰町マスタープラン1万人の目標に対しても非常に喜ばしいことだと私は思ひます。

そこで、最近毎月のごとく人口増になっておりますけども、何が原因で、どういう要因があつて人口増が生まれてきているのか、その辺をお伺ひをしたいと思います。

質問要旨の2番目、雇用開発の促進のための若者の地元就職やU、J、Iターンの促進が毎年上峰町の、もちろん町長様の所信表明演説でも出てきますけども、これの具体的な取り組みをお聞きしたいと思います。

次に、質問要旨3番目、過去には、私は上峰町独自で婚活事業と申しますかね、婚活活動

をやってはどうかということと言ったことがありますけども、若者の出会いをサポートする行政としての企画は考えを持っておられないのかどうか、質問をいたします。

次に、質問事項、ふるさと納税の取り組みについて。

これ今、多くの上峰町民の方々は特に心配をして、どうなるんだろうかということがございますけども、その一つにはイオン跡地の問題であります。それと、ふるさと納税の取り組みのことでございます。

そこで、6月から始まった地方税法の改正によって新制度でふるさと納税の指定期間が上峰町の場合は9月末までということになりました。総務省が指導することに何か反することがあったのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

この件に関しては、今までにふるさと納税の返礼品について多大な協力をしていただいた業者の方々の御苦勞、大変だったと思います。そこで、私は3月の時点で上峰町は大丈夫じゃないだろうか、大丈夫だということ考えておりましたけども、9月末までと、10月からはまた新たに申請をしなければならない、それを認可してもわからないいけないということになりましたけども、何が原因でなったのか。特に返礼業者さんに多大な迷惑をかけるようなことがあってはならないと思いますけども、まだまだ精査中じゃないだろうかと自分では思ってますけども、わかる範囲で結構でございます。御説明をお願いをしたいと思います。

次に、交通安全対策についてでございます。

下津毛三田川線と三上開拓線の交差点、これは吉野ヶ里町と上峰町の境界になりますけども、あそこの交差点、もちろんたびたび私も質問をしてきましたけども、立野、それから三上、下坊所、あの辺の住宅がかなり立て込んでまいりました。非常に直近でいえば見通しが悪いということで、住民の方々から、あそこは危ないよ、何とかしてもらわないかんということをお訴えられます。非常に見通しが悪いために何らかの対策が必要ではないかということでございます。今、カーブミラーがついておりますけども、カーブミラーは、私もそうですけども、カーブミラーを見て、両サイドから交差点に入ってくる車、これの距離感というのがどうしてもつかみにくい。やっぱり停止線を越えてじかに確認をしないと通れないという状況でございます。

そこで、今後どう考えておられるのか、どう対策していきたいと思っておられるのか、お伺いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、5番田中静雄君の質問をこれから行います。

質問事項1番、人口増の取り組みについて、質問要旨の中の1番、最近では毎月人口が増加傾向で9,600人を突破した。その要因はということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、人口増の取り組みについて、要旨の1に関して答弁をいたします。

本町では、本年2月末現在では人口が9,604人と、9,600人台を超え、4月末には9,632人となってございます。恐らくは子育て支援策などの充実していることや社会インフラが整備されていること、周辺都市へのアクセスが容易である立地であることなど、複合的な要因が後押しをしていることに加えまして、本年3月には陸上自衛隊西部方面後方支援隊により、大規模な災害対応、補給支援の即応性を高めようと、補給大隊、それと弾薬大隊の2部隊を陸上自衛隊目達原駐屯地に新たに編成したことも影響しているのではないかと推察をしております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

先ほどの答弁で、町の子育て支援、それから社会福祉への取り組み、それから自衛隊の編成隊が入ってきたということでもございましたけども、そのほかにもいろんな項目があると思いますけども、例えば、子育て支援であれば給食費の無料化もあるし、いろんなスタディークーポンとか、いろんなことがあると思いますけども、今、室長が答弁されましたけども、これは創生室長のお考えなのか、それとも検討、役場内で何でふえたんだろうかと検討された上での、そしてそれを集約された上での答弁なんでしょうか、どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

私も含めて検討した結果、そうした答えになったところでございます。補給大隊と弾薬大隊の2大隊が編成されまして、目達原駐屯地に150名の増員がなされております。家族も含めればそれ以上のものかと思いますけども、吉野ヶ里町、上峰町で官舎を振り分けられて、増員がされたということで理解をしております。

○5番（田中静雄君）

その人口増に対しての要因の中で、やっぱり自衛隊さんのことは上峰町としては特別にタッチしているわけではないと思いますけども、例えば、給食費無料化、要は子育て支援、それとか社会福祉の問題、いろんな上峰町皆さんの税金はかなり投資を——投資と言ったらおかしいですね。かなりつぎ込んでおられる分があると思います。ですから、例えば給食無料化をやったおかげで、いろんな項目を挙げるんじゃなくて、その項目でどれくらいの効果があったのか、要は民間会社でいいますと、お金をつぎ込めば、投資したらその効果はどうなのかということをおとすチェックするわけです。だから、行政として、町長さんも入って検討されたということですけども、もう少し細かく突っ込んで、こういう効果があったということで、さらにそれを伸ばすためにはどういう施策が必要なんだということを行政の中で相談をしてもらいたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

もちろんさまざまな子育て支援策が原因となりまして人口増と申し上げたいところでござ

いますが、ここで急増している理由についての御質疑でございましたが、これについては防衛局ともお話をさせていただいた上で、異動人員については3月末から4月にかけて五月雨式に異動していくということでお聞きしております、4月末現在の増員については、この80名ぐらいの増員と、議員がおっしゃった増については、2大隊が編成されたことによるものであり、これは町も基地機能について増員の要求をこれまでしてきたところがございますので、これも議員の皆様方から新たな基地機能等にも言及がございましたことも含めてお伝えしてきたことによって増員がなされたものと理解をしているところでございます。

○5番（田中静雄君）

ありがとうございました。

今、上峰町では特に大字坊所地区というのは、至るところで宅地開発が進んでおります。まあ、業者さんは上峰町はこれからまだまだ伸びていくんだと、そういう予測のもとで宅地開発が進んできていると思います。これはほとんどが民間主導だと私は思っています。だから、さらにそういう宅地開発を進めていき、そしてマスタープランの1万人を達成するために、行政として宅地開発に本腰を入れてやってもらいたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

宅地開発に力を入れてということなんですけれども、民間の需要といたしましうか、民間の資金を上手に活用しながら開発がある程度進んでいくということに関しては非常に望ましいあり方かなというふうにも思っております。宅地がどんどん開発されれば、今度農地が逆に少なくなってくるというような悩ましい面もございますので、そこは法令ないしは規制の整った中で、その範疇の中でという話にはなってくるんだろうかというふうに思っております。

また、もともと上峰町というのは戸建ての需要が高い地域というふうに認識しております。また、今、外形的に見まして着工数が上がってきているような形も見受けられますけれども、住宅ローンというのが非常に低金利で水準が続いているということも一つは遠因かなというふうに思っております。銀行の短期プライムレートなどが2009年ぐらいから余り変わらない状態で、利率にすると1.475ぐらいで今推移しているという状況でございますので、短期プライムレートなど変動金利を指標としている銀行なんかでは、大体これに1%加えたところで利率を設定しているところが多いかと思っておりますけれども、そういった基準金利を利用しつつ、これに加えたところで、ことしの10月には消費税の引き上げというのが予定をされております。消費税が上がる前の駆け込み需要ということも十分考えられるかなというふうにも思っておりますので、これは集合住宅にも言えることかと思っております。こういったバックボーン等もございますので、そういったところで民間の需要予測とか、そういったものを活用しながら人口のほうがあふえていくような形をとるのも一策かなというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

私は上峰町でこういうことをやったからこれだけの効果があったということは、これから随時分析をして効果の確認をしてもらいたいというのが私の気持ちです。そして、住民課長にお伺いしますけども、非常に最近、外人の方がどうもふえたんじゃないかなと思いますけども、わかれば、外人の方は単身で来られますけども、その方は一つのアパートに何人も生活をしとんさるですね。それが現実なんです。そういう場合には1世帯になるんですか。入ってこられた方が5人やったら5世帯になるんですか、お伺いしたいのと、わかれば、今外人の方はどれくらい入ってこられたのか、わかれば、結構です。わからなければ後から教えてください。よろしくお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

田中議員の外国人の人口がふえたのではということと、あと世帯に関しての御質問だったかと思います。

一つのアパートに、一部屋に五、六人で住んでいらっしゃる方が確かにいらっしゃっています。一つの世帯というのは、例えば、続柄というのが必要になりまして、まず世帯主の方に対して妻とか夫とか子とか、そういう続柄が必要になりますので、外国人の方に関しましては、そういった続柄が全く不明でございますので、お一人お一人が1世帯ということで入られていらっしゃいます。

何人ぐらいいらっしゃるのかというところですけども、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお示しをさせていただきたいと思います。済みません、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

この人口増はかなり地理的なことも多分に含まれて、地理的に恵まれているからという部分もあろうかと思いますが、そういう一つ一つじゃなくて、今まで上峰町の行政が取り組んできたこと、例えば、教育長もおられますけども、上峰小、中学校の生徒たちの素直さ、この辺が上峰町外からも非常に評価されておるんですね。いろんなことが評価されて、今まで上峰町がやってきたこと、これが魅力を感じて、上峰町に永住される方が多いんじゃないかと私は思っています。だから、今までやってきたこと、これをさらにまだまだ伸ばしていきたいと私の希望を申し上げて、この質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番目、雇用開発の促進のための若者の地元就職やU、J、Iターン促進の具体的取り組みは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、人口増の取り組みについての要旨の2に関して答弁をいたします。

大学の進学率も上がり、以前のように地元に戻ることを前提に町外に出るという方は少ないだろうというふうに考えております。魅力的な都会での生活は企業数も多いため、Uターン就職をする気持ちも減少しているものと思います。地元企業に興味を示さない学生をどうすれば振り向かせることができるのかということが課題になるというふうに思われます。

また、Iターン、Jターンにおきましては、ターゲット層が変わりますので、また違ったアプローチが必要になるだろうと考えています。

これまで地域おこし協力隊経験枠を設けて、職員採用を募集したり、受け皿となる機会を設けた時期もございますが、本年度から移住・定住施策の重層化を考えております。例えば、空き家バンクによる定住希望者の誘因やホームページ更新によります上峰町の認知度を拡散していくなど、さまざまな仕掛けが必要になるだろうというふうに考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

やはり都会よりも地方でという都会に住んでおられる方、これが地方の魅力を感じて地方へと流れていく、それはもう願ってもないことだと思いますけども、このU、J、Iターンの促進で、上峰町が具体的にこういうことを取り組んでいますということ、ほかにないですかね。あれば教えてもらいたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

U、J、Iターン促進の具体的な取り組みで、室長が答弁していたほかに何か取り組みはということでございますが、一つ、地域活性化センターというものがございます。地方が都市住民を受け入れる移住や交流人口の増加等につながる地域交流の促進によりまして、地域を活性化する、そうしたことを目的とする団体で、具体的には市町村の移住・定住、交流を推進する事業等を行っているところでございます。ここに登録をしながら、移住希望者の方の問い合わせに対して上峰町を御紹介していただいたり、町のさまざまな資料等をそこに設置しておりますので、そこでセミナー等も開催できる環境をつくっていただいているわけでございます。

○5番（田中静雄君）

室長のほうからは空き家対策のことも挙がりました。町長のほうからは地域活性化ということで、いろんな上峰町の取り組みについてPRし、上峰町に来てもらうように取り組んでいきたいということだと思います。

そのほかに、都会から上峰町に移り住むときに、どうしてもやっぱり生活をしていかなければいけません。やっぱり収入がないとなかなか若者が来てくれないんですね。

そこで、相談でございますけども、もちろん上峰町内の事業所、企業と一体となって、上

峰町が事業所、企業と一体となってよくやられている会社の説明会、そういうことを開いてもいいんじゃないかと思っております。もちろん上峰町だけでなかなか非常に難しいというところもあると思いますけども、上峰町を含む近隣の自治体と一緒にあって、こういう取り組みをして、そして事業所、上峰町、その周辺の事業所、会社に就職してもらい、そういう取り組みは考えられませんか。どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大変よい御指摘だと思います。この地域活性化センターで町の行政だけでなく、民間であつたり、あるいはさまざまな諸団体と連携してセミナーを設けることができますし、近隣町だけではございませんで、佐賀県全体としてもそういうセミナーの場を他の市町村と連携して行うということも可能であります。いかんせんほかの自治体ができていて、本町ができていない理由は、ほかの自治体は地域おこし協力隊が積極的にこのパイプ役となりまして、これらのセミナー等の主催、あるいはPR広告等について尽力をされている現状がございます。

地域おこし協力隊につきましては、募集を広げているものの、なかなか手を挙げてくださる方が少ないという現状がありますが、原因と問題意識も最近、原因がよくわかってきたわけでありましてけれども、やはり住宅の居住、要するに年間3,500千円まで交付される事業であります。人件費がおおよそ2,000千円で、1,500千円が経費等で、地域活性化のために必要な経費等に充当される制度で、特交措置がされるわけですがけれども、住む場所の手当てを他の市町はされているという現状がございます。具体的には、町営住宅のあきを利用して入居していただくことが可能にする制度に変えていったりする現状がありますので、こうした環境をしっかり整えていきながら、地域おこし協力隊の活用を、これ県もどんどん推進するように申し上げておりますので、活用させていただきながら、活性化セミナーで直接都心に、あるいは福岡に行きながら募集等をしていくような流れができることが一番大事なかなというふうに考えております。

○5番（田中静雄君）

上峰町内の事業所、会社に就職してもらいたいと思っておりますけども、やっぱり以前にも私は言ったことがありますけども、何とか企業誘致をお願いしたいということを行ったことがあります。そういうことがありますけども、企業誘致ということになると、なかなかそう簡単にはいかないんですね、いきません。だから、その辺はこれからまた努力してもらいたいと思っておりますけども、この会社説明会とか、そういうやつが、どこと言われてたらちょっと忘れましたが、ある自治体はそういう方面にも取り組んでおられる自治体があるようでございます。どうかマスタープランの1万人を目標に、さらなる努力をされることをお願いをして、この質問を終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の3番、若者の出会いをサポートする企画の考えはないか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、人口増の取り組みについて、要旨の3に関して答弁をいたします。いわゆる婚活支援のことかと思えます。さまざまな自治体が行っていますが、残念ながら劇的な成果は見られていないように感じております。地方自治体が行う婚活支援は、今や地方創生、少子化対策事業の一つというように評価されておりますが、自治体主催の場合、イベント1回に対して成婚するカップルは結婚相談所やイベント企画会社の開催するそれと比較いたしますと、成婚する確率というのは非常に少ないようです。こういったことから、例えば、民間の大手結婚相談所が出会いの場をつくり、行政が結婚後の生活を支援するというようなサービスのすみ分けを公と民が行っていくほうが機能的なのではないかと、このように考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

出会いをサポートする企画の考えですけども、何も婚活事業でも何でもありません。婚活事業もいいんですけども、上峰町で若者を対象にした、何と言われたら、ちょっと私も困りますけども、若者を対象にしたいろんな催し、若者同士が出会える場、これを上峰町で考えてもらって、そして実行してもらって、そして出会いの場を一人でも多く出会えるように、そうしてもらいたいなど自分では思っています。

昨今、非常に晩婚化が進んでおります。これはいろんな理由があると思えますけども、その中には非正規労働者、この増加、これも一つ挙げられると思えます。また、雇用の不安定化や結婚観の変化があると思えますけども、若いうちは1人のほうが楽しいんです。たけど、私ぐらいの年になってくると、またそれ以上になると年をとってくる、親もいなくなってくる、兄弟もいなくなってくる、話し相手がいなくなってくるんです。そしたら、どうしても家に引っ込みがちな人生になっていく、老後がですね。それは私は好ましくない、惨めなことだろうと思えます。

そこで、一人でも多く出会いの場で結ばれるような、そういう会ですかね、いろんな催しをやってもらいたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

若者に対してのいろいろな場の提供という側面での御指摘かというふうに思っております。むしろ、婚活や出会いの場の提供というのは、民間が得意とするところではないのかなというふうには思っております。そういった分野につきましては、餅は餅屋に任せたほうがよ

いのではないかな、そんな発想も持っているところでございます。むしろ、公のほうとしては、そういったマッチングによって御成婚された場合や生活を共同にするという意思が固まった方々、こういった方に対しての支援を行っていくというぐあいに役割を分けたほうがうまくいくのではないのかなと、そういう考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

婚活事業というのは、なかなかうまくいっていないというか、非常に効果が少ないみたいですけども、最近、唐津市も再開しましたね。もちろん、佐賀県の指導があったと思いますけども、だから、要は若者の出会いをできるだけふやすような取り組みをして、そういうこともお願いをして、この質問は終わります。

次に進んでいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進んでいいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

質問事項の2番、ふるさと納税の取り組みについて、要旨の中の6月から始まった新制度でふるさと納税の指定期間が9月末となった。何か反することがあったのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項2、ふるさと納税の取り組みについて、要旨1に関して答弁をいたします。

私どもも当時の通知文の解釈につきましては、総務省や県への確認は必要の都度行ってまいりましたが、総務省は法制化の直前に詳しい事例は出しているものの、法制化の直前までは送付された通知の内容を繰り返すのみで曖昧な回答に終始をしていたため、各自治体で通知の内容をそしゃくをし、解釈、運用を行ってきた経緯がございます。早い段階で国から詳しい例示を示していただければ、各自治体の対応も違っていただかかもしれません。私どもも通知の内容をそしゃくをし、一定の基準に従い解釈をしてきましたが、総務省が考えている解釈内容と多少温度差があったのではないかと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

ふるさと納税については、先ほども私は上峰町は大丈夫だと自分では思っておりました。その理由ですけども、その大丈夫だという根拠といいますかね、そのわけは、地場産品ということについて、政治家の方たちもいろんな意見を述べられるんですね、地場産品の定義について。いろんな意見の方がおられます。特に上峰町は何もおかしいことをしているとは思っていませんでした。

それと、返礼品が30%以下ということがありました。この返礼品の30%以下については、

3月の議会で上峰町長が所信表明を出されました。その文章の中で返礼品調達費の抜本的な見直しを行って、528,000千円の節減をやったということです。これは私なりに解釈して、限りなく30%に近づけるための方策ではなかったのだろうかと思っておりました。そういうことから考えると、上峰町には何も問題ないんじゃないだろうかという判断をしたわけでございます。けども、9月、指定となったと。これを何が悪かったのかと、いろいろ出してもらってもいいんですけども、今まで返礼品を調達してきた業者さんに、余り小さくいきますと、多大な迷惑をかけることになる。そういうことを考えるのと、まだまだ行政としても精査中ではないだろうかと思っております。まだまだここに小さな問題を公にする段階には至っていないだろうと思っておりますので、これ以上、何か反するとか、そういうことについては質問を差し控えたいと思っております。

それで、一応9月までなんです。10月からの分については、また再度ふるさと納税を続けられるように総務省から認可をしてもらえようような努力をしていかにやいかん。それは私の考えでは、7月ぐらいには上峰町のふるさと納税についての考え方というのは総務省にお示しをしていかれるんではなかろうかな、自分で勝手に思ってますけども、いつごろ総務省にこれからの上峰町の取り組みについて、こういうことをやりますと、だから、認可してくださいよと、そういう申請をされるのかどうか。時期的なことをお伺いをいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。田中議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

まず、執行部の答弁のほうからお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほど田中議員のほうから御質疑がございました、いつぐらいの期間に、いわゆる申請行為をするのかということなんですけれども、7月1日から7月30日までの期間に改めて申し出を行うことができるというふうになっております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

期限が7月いっぱい、31日までということなんです。残念でありますけども、また10月以降も今までどおりにふるさと納税の恩恵を受けられるように精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。この質問はこれで終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の3番、交通安全対策について、その中の要旨、下津毛三田川線と三上開拓線の交差点の見通しが悪く、対策が必要ではないか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

田中議員の質問事項3、交通安全対策について、質問要旨1、下津毛三田川線と三上開拓線の交差点の見通しが悪く、対策が必要ではないかという御質問にお答えをいたします。

田中議員御質問の交差点のほうは、三上地区の本町と吉野ヶ里町との境になる交差点のことかと思えます。確かに現地を見ますと、交差点北西のほうの角で、吉野ヶ里町側の宅地開発のほうが進んでおりまして、議員御指摘のとおり、見通しが悪かったものがさらに見通しが悪くなっているというような状況になっております。

現地におきましては、南北にカーブミラーのほうを設置をされておきまして、三上開拓線側の南北、こちらには一時停止の標示もあります。ただ、南のほうは道路改良のほうで一時停止の線も引き直してございますが、北からの進入路については古くなって、現状薄くなっておるようでございます。まずは一時停止等々の標示ラインの引き直し等について、警察また関係機関との協議のほうを行っていきたいと思います。

以上です。

○5番（田中静雄君）

今、答弁があったとおりに、立野地区のほうですね、民家が建って、非常に見にくくなりました。私もあそこをよく通ります。通るときは、南北開拓線のほうを北から吉野ヶ里町のほうに向かって西のほうに行きますけども、今、答弁の中で停止線のことについて触れられましたけども、停止線のところでとまると、今度西から来た車は北のほうに曲がれないんです。どうしてもあの交差点自体がコーナーを削ってあり——コーナーを削るとはおかしか。コーナーが直角なんですね。それで、大回りしてくるわけです、どうしても。そしたら、車がおるもんだから、西から来た車は通れない状態。だけん、非常に見通しが悪いんですけども、あそこを通って行って、ああ、よかった、よかった、ヒヤリ・ハットすることがたびたびあります。非常に見にくくなった。それで、過去にも非常に車が、特に夕方、佐賀の方面からの会社帰りの車が軒並みにライトを照らしてくるんですね。非常に多いです。もちろん、近辺が宅地開発がされたおかげだと思います。

以前はあそこで非常に大きな事故が起きていたんです。もう数年前までね。車が大破するような事故がたびたび行っていました。最近はそういう事故はありませんけども、非常に見

通しが悪くなった、これはいずれは事故を起こすな、見通しが悪くなった時点で、起こすなと自分で思っていました。案の定、4月12日に事故がありました。そのときの状況を私は直接見たわけではありませんけども、その事故があったときをずっと見ておられた方のお話をちょっとしてみたいと思います。

軽自動車は南のほうから入ってきたんです。一旦停止で、一時停止のところでは確実にとまりました。とまったけども、上峰町側、大字坊所のほうから来る車の見通しが悪くて、悪いもんだからカーブミラーだけでは距離感がつかめないんだらうと思います。だから、一旦とまったけども、そこでは安全の確認ができないもんだから、また出ました。幾らか出て、そして実際に確認をしたんです。きれいに交通法規を守って通行されて、軽自動車の運転手さんは交通法規を守って安全確認をされた。見えるところまで出たら、今度東のほうからバイクが突っ込んできたと、そういう事故でありました。だから、あの交差点のあの辺のもよおしというのは、非常に道路を拡張するとか、いろんなことをしようと思っても、そう簡単にできるものではないと私は自分で思っています。どうでしょうか、何らかの対策をせにゃいかんけども、何かカラー舗装とかなんとかできないもんですかね。その辺までひとつ、そういうお考えはないかどうか、お伺いをいたします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員のほうからの御質疑で、カラー舗装等の対応はできないものかということでの御質疑かと思えます。

まず、交差点にありますカーブミラーに関しましては、一般的なパイの800と言いますが、80センチの大きさのカーブミラー、丸形ですね、を設置しております。こちらの設置につきましても、地区からの要望を受け、ことしの3月20日に現地に南東の角ですね、宮崎さんのところの角に1個ふやしております。西北の角には2個つきの、ミラーが2個ついたタイプがもともと設置してあったんですけれども、見えにくいということでの要望がありまして、今現在、西北の角と南東の角につけているような形になっております。

視認性が悪いということでの御質疑もありましたけれども、まずもってカーブミラーのタイプを四角のワイド型というのをございますので、見えにくいということであれば、距離感がつかめないということであれば、そういった方法も一つの手かというふうに考えているところでございます。

あと、路面標示のとまれの強調標示ですけれども、こちらにつきましても、庁舎の北西の角に去年施工しておりますけれども、とまれのカラー舗装ということは可能でありますので、そういった安全対策を今後講じていく必要はあるかというところで認識しているところであります。

以上です。

○5番（田中静雄君）

カラー舗装については必要ではないかという、そういう認識はしておられるようでございます。カーブミラーも見えるようにワイドミラーとか、いろんな方法があると思いますけども、何らかの、現状のままだったらまたまた事故が起こると私は思っています。

それで、先ほど停止線のことがありましたけども、やっぱり停止線も今の停止線でいくと、例えば、北のほうから停止線でしっかりとまります。とまったら、西のほうから来た車は曲がれない、だから、一時停止というのはもうちょっと下げてもらいたい、交差点からですね。何とかそういう方法もないだろうか。それで、安全を確認しながら、じわじわと前に出ていくような。一時停止でとまって、そこでぱっちりとまればいいけども、幾らか1メートルぐらい前にとまる人もかなりおんさるですもんね。ということは、今度自転車が通れなくなってくる、非常に危険なところですよ。

それで、路面標示の交差点の色違い、それもお願いというよりも検討してもらいたいと思いますけども、今の上峰町の町道で、私はあそこの場合だったら、本当は信号機をつけてもらったほうが一番いいんじゃないかなと自分で思いますけども、上峰町町道で信号機がついているところはないですね。と思います。町道に信号機はつけられないのでしょうかね、どうでしょうか、その辺お願いいたします。

○総務課長（高島浩介君）

町道に信号機ということで、私のほうもまだ法的に可能かどうかということとはちょっと聞いておりませんが、先ほどお話をしましたとおり、基本的には町道にしる県道にしる、交通規制のかかるものについては、当面、鳥栖警察署のほうと協議をするということになっております。まして、あそこは町境でございますので、信号機、横断歩道、そこら辺についても警察の方とお話をして、設置が可能であるか、またどういうふうな交差点対策について案があるかなどを協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

信号機のことについては、警察署のほうとも相談し、検討していきたいということでございます。ありがとうございます。ぜひともそういう安全対策をこれからやってもらいたいと思います。

あの辺に住んでいる方々から、あそこは危ないよ、何とかしてもらわんといかんということが住民の話でもあります。もちろん上峰町だけじゃないですね、吉野ヶ里町もちょっと若干関係ありますから、吉野ヶ里町とも相談せないとかなと思いますけども、ぜひともいい方向に安全対策をやってもらいたいと思います。検討するということでしたので、これでこの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

8番大川隆城君をお願いします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、イオン跡地再開発について。

この件につきましては同僚議員からも質問がありますが、私なりに聞かせていただきたいと思います。

執行部のほうでは21年の夏に開業を目指したいということで表明をされておりますけれども、それに向けての今現在においての進捗状況がどういうふうかを再度お聞きしたいと思います。

今までの知り得た中では、5月下旬にプレゼンテーションをやり、6月末には基本協定をし、そして、9月中旬には契約をしたいというふうな予定も示されておりましたので、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

第2番目に、ふるさと納税について。

これも同僚議員から質問がございましたけれども、上峰町がつい先日、税優遇の期間限定町というふうになされました。これが9月までだという限定がなされているわけですが、この関係につきましては先ほどもありましたが、今後のことにつきましては7月までに再申請をし、そして、その審査が通れば、10月以降の指定も判断するというふうな示しが総務省のほうであっているようでございますが、その辺について、今後どういうふうに取り組んでまいられるか、お尋ねをしたいと思います。

第3番目に、遊休農地の有効利用への取組みについてお尋ねをしております。

要旨の1番といたしましては、現在、町内での遊休農地がどれぐらいあるんだろうかなという感じがしております。ざっと見た話、山手、大字堤地区に結構あるかなという感じ、それにほかの地区も点々と見受けられる感じがいたしますけれども、どれぐらいあるものかということがまず第1。

それと、先ほど言いました、山手のほうでは民間団体がいろいろと土地の集約をされて、野菜の栽培等々利用をされておったかと思いますが、今現在、その関係がどのようになっているものかをお尋ねしてまいりたいと思います。

第2番目といたしましては、今後、その有効利用にむけての取組みを行政としてどのようにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

例えば、これまで農業関係につきましては、農協と一緒に取組むというのが大体多かったかと思いますが、この関係につきましても、農協とのいろんな協議等もされてるかと思っておりますので、その辺をお聞かせいただければと思っております。

第4番目に、L. G. B. Tへの理解を深めるためにということで質問をさせていただきます。

前回もこの関係について質問をさせていただきましたが、なかなか時間が足りなくて足早な感じで、なかなか要領を得ない部分もあったかと思っておりますので、改めてお尋ねをしてみたいと思います。

町民の方々に対しましての啓蒙促進を図る必要があるんじゃないかということは、毎回言っているとおりでございますが、その関係もございまして、まずは各団体の皆さんへの啓発も当然積極的にやるべきではないかと考えているところでございます。

そういう関係で、前回も申しましたように、町内での大きな団体といたしましては、組織といたしましては、区長会あるいは民生児童委員会、あるいはそのほかにも幾つか、例えば、教育委員会関係ではPTAとか、いろんな団体ありますけれども、そういう方々に対しての啓蒙啓発、当然、皆さんに御理解をいただかなくてはなりませんものですから、その取り組みをぜひやってほしいということで、それぞれの所管される課長さん方に、総務課から始め、教育委員会、住民課、健康福祉課、それぞれにお聞きをしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

第5番目に、学校内外での「いじめ」についてお尋ねをしてみたいと思います。

県教委が、いじめ認知件数が増加の見通しであるという報告をされておるといふふうに聞きました。前回、3月も同僚議員からいじめの関係については質問があつておりましたけれども、改めて町内の学校内外でのいじめについて、どういうふうな状況であるかということと同時に、どういうふうな対応、手だてをされているのかを含めてお尋ねをしてみたいと思います。

どうぞ、以上5点よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、イオン跡地再開発について、21年夏、開業目指す、とあるが進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、イオン跡地再開発について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

プレゼンテーションにより民間事業者から全体的な進め方などの提案を受け、内容に関し審査を進めてるところでございます。大きな案件でもございますので、公と民のリスク分担など、提案の内容をさらに深掘りする必要もありますため、提案をもとにした競争的対話を継続をし、慎重に取り扱ってるところでございます。

スケジュールとしては、粛々と進捗をさせているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

この関係につきまして、まだまだ最終的な政策も終わっていないというふうなことで、なかなか今言う示しができにくいところはあるかと思いますが、これまで示されておったのが大型商業施設、あるいは公共施設、あるいは遺跡や歴史を生かした施設、あるいは温浴関係の施設をメインとして考えていると、それに加えて電気自動車50台から100台分の充電拠点、あるいはバスセンター機能を持たせたいというふうなことが、これは4月13日の新聞紙上で、記者会見の場で表明されたことが報道されておりましたけれども、基本的な考え方としては、これのことで進めることは間違いないと思いますし、また、商業施設の関係、ブックカフェ、道の駅、町営住宅が核になるというふうなこともお示しをされておりますので、その辺については間違いないかというか、今いろいろ検討されている中でぶれが生じないか、その辺を改めて確認させてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

間違いないかということですが、基本的に公共施設の整備ではございませんで、民間型の提案を受けて、うちとしては住民の皆様方、あるいはビジョンというもので、これまで取りまとめてきた議会とのやりとりを言葉にしてお伝えをしているものでございます。

以前からこの中心市街地に附帯する言い方として、大きな商業施設、人を呼ぶ公共施設、歴史的史跡、温浴施設があれば地域は活性化するというようなことを、これは都市計画の専門家の方にお伺いし、そのように私も思うということをお申し上げてまいりました。それと同じことを繰り返しているわけでありまして、民間からの提案を受ける前の段階でございますが、町としてのビジョンというものをしっかりと伝えていくことは、今後ともやめずに行っていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

今、まだまだ最終段階でまとめができていないのをどうか聞いても、当然示しが出てこないかと思いますが、ただ1つお尋ねしたいのは、前回の3月議会の折にも、答弁の中にこういうことがあったんですけども、今おっしゃるように、PFIでやるのには、業者の方々がいろいろ計画をされてということが主体的に上がってき、そして、公共的な部分については、あの地域の中の必要な面積を町のほうに買い取るというか、求めるという形でいくことになるわけなんですけど、この中で有識者が言われることについてもあつたし、先ほど言いましたように答弁の中でもありましたが、民間事業者にとっては運営によって利益を出すことが前提なので、町が希望する施設や事業が盛り込まれない可能性もある。確かにそうだろうと思います。その辺が最終的に今いろいろ計画されてるのが、なるべく外れないようにというか、できるなら幸いですけれども、その辺の可能性という言い方すると、また変に聞こえるかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

だからこそ、強く発信をしているわけでありまして。壊れたテープレコーダーのように同じ

ことを繰り返し、しっかり町民の皆様方の御意見として、また、議員からいただいた意見として、また、町がこの町を考える上での意見として、しっかりと発信をしていながら、民間はやはりリスクをとりたがらないものだと思いますので、こうしたビジョンをしっかりと示していくことが大事だし、PFI事業においては、町としてそういう発信をすることがなければ、このPFI自体が成り立たないというふうに思います。

○8番（大川隆城君）

どっちにいたしましても、まだきちんと示しができない段階で、ああだこうだと言うても始まらないかなと思います。とにかく今、町長が答弁してもらった中で、とにかく町としてはこういうことを計画して、ぜひやりたいという示しはされてますから、それがぜひ実現する方向で、いろいろ難しい問題あるかと思いますが、ぜひさらなる努力をしていただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番目、ふるさと納税について、質問要旨、上峰町も税優遇の期間限定町とされたが、今後の対応はどうなるのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項2、ふるさと納税について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

総務省は法制化に踏み切る上で、これまでの全国の事例を集積をし、自治体の取り組み内容を精査したと思われまます。総務省の考えはある程度具体化されてきておりますので、対策については可能だろうというふうに考えております。

したがって、7月の申請をクリアできれば、10月以降も指定団体として維持ができますので、そうならば問題ないだろうというふうに考えております。

7月の申請をクリアできるよう、粛々と事務のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほど同僚議員の同じ質問の答弁の中に、これまで総務省が考えられていたことと手前の行政の受けとめ方に違いがあったといいますかね、あったから合わないような格好になってしまったということでもありますけれども、やはり今回、返礼品は地場産品、調達費は寄附額の30%以下、それから、寄附募集の適正な実施ということが基準というふうに示された以上は、それに沿うていかなくちゃならないと思いますが、7月までに粛々とやっているということでもありますけれども、実はここに、5月15日付の新聞記事なんですけど、ここでその関係の記事があった中で、期間限定となった町村のことについて述べられた記事の中で、県内の

自治体は情報を精査したいと述べるにとどめた上峰町を除き、再申請にほかの町村は意欲を示しているというふうな文言があったわけですね。

これをそのまま受けとめると、ほかは何か工夫してやろうというふうな意欲があるけど、上峰は調べるだけで、そういう意欲はないのかいなど、単純に受けとめればですよ、そういうふうな書き方をしちゃったもんですからね、私としてもあんまし気持ちはよくなかったんですが、何でそういうふうになったのか、今さら言っても始まらないわけですが、今後の意欲を示してもらおうという意味で、この辺のことについて一言お願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

新聞のコメントの内容についての御指摘かというふうに思っておりますが、他の団体がどのようなコメントをされるかというのは、そのときに私どもも何ら情報を持っておりませんし、知るよしもなかったというのが正直なところではございますけれども、内容を精査するということに関しましては、原因や対策がわからなければ、次に行くときの解消方法が、対応の仕方が、所作が変わってくるわけです。

ですので、まず、そこを原因を突きとめなきゃいけないという意味での回答でございましたので、もちろん申請するつもりは、こちらもございます。ただ、それを言葉にして、そこを言ってなかったというだけの話でございますので、決して後ろ向きだったということではない旨、御理解いただければというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

それと、これまでとにかく担当課長初め、このふるさと納税関係では一生懸命努力をしております。その努力については私たちも十分認めておりましたし、後押しをしてきたつもりであります。今回こういうふうな形になりますと、上峰は悪いところがあったというふうにはほかの方々にはなおとられやすいと思うんですが、私たちは今まで皆さん方から説明を聞いてきたとおり、間違ったことはしていないというふうに思っておりますが、それはもうそのとおり受けとめとって、別に恥じることはないと思っておりますが、そのとおりでいいわけですね。

それと、今後こういうふうには3つの項目で基準が示された。そしたら、例えば、返礼品目としても減るかなという感じ、また、今度はうんこう、そういうことも含めて縮小になるかなという感じがしてますが、その辺、もしコメントできれば一言お願いしたいと思います。

特に私は言いたいのは、これまでのことは絶対間違っていないということで受けとめとっていいですね。その辺をちょっとお聞かせください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どものほうとしましても、こちらの解釈に基づいて、基準をちゃんと持って対応してきたところがございます。ただ、それが総務省の考えと若干温度差があった、こういう認識で

ございますので、そういったところを修正しながら、今後の対応に当たっていきたいというふうに思っております。

それと、先ほど来御質問がございました返礼品の数とか、こういったところも総務省の基準に合致を当然させていく必要がございますので、そういったところにつきましても、申請に当たっては中身をちゃんと見た上で、総務省のほうに申請を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。それで、先ほど出ましたように、7月に再度申請をして、10月以降の関係が決まってくるというわけでありますが、その時点でやっぱりどうでしょうか。総務省の審査する段階で、手前はこれでいいだろうと思うてやってもはねられるというのも、やっぱり可能性としてはあるものかどうか。手前は一生懸命これでクリアできると思ってされるか、当然されると思いますが、今さっきの話じゃないけども、それぞれの見解の相違と申しますか、そういうようなことでだめだよという場合もあり得るものかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

可能性の問題ということで御質問を受けると、ゼロではないというふうには思います。また、今回のほうも、いわゆる短縮自治体に関しましては、昨年11月から本年3月までに2億円以上の寄附を集めた自治体という一定の基準は示されておりますけれども、短縮された理由については説明がなされておられません。

また、いわゆる申請そのものを行っていない東京都を除きます指定から外れた4団体につきましては、昨年11月から本年3月の間に50億以上の寄附を集めたというふうにされておまして、なかなか総務省のほうとしても、ある程度の対策はできるぐらいの材料というのは私たちのほうも今集めてはおりますけれども、具体的に総務省から短縮された理由は何というのは、はっきり説明がなされていないのが現状でございます。

ですので、手持ちの中で可能な限り対応していきたいというふうに思っておりますので、そこには私たちも万全を期してやっていきたいというふうに思っておりますので、以上、説明させていただきます。

○8番（大川隆城君）

とにかくこのふるさと納税、本当にこれまで皆様方の努力で多額の御寄附をいただきました。今後についても、条件的には厳しくなりましたが、さらにこの関係でまた皆様方の御理解を得て、また御寄附をいただけるように、いろいろ難しい問題もあろうと思いますが、さらに努力をいただくことをお願いいたしまして、この項は終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、遊休農地の有効利用への取組みはということで、要旨の1番、現在、町内での遊休農地はどのくらいあるものか、また民間団体（企業）の利用状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員質問の質問事項3、遊休農地の有効活用への取組みは、要旨1、現在、町内での遊休農地はどれくらいあるものか、また民間団体（企業）の利用状況はどうかの質問に対して答弁いたします。

農地法第30条の規定により、農業委員会が毎年1回行う農地の利用状況等調査——農地パトロールによりますと、農地法第32条第1号第1項に規定される「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」として、1年以上耕作されていない農地を1号遊休農地と定義されており、これの平成30年度利用状況調査の結果は3万8,376平米でございます。

また、農地法第32条第1号第2項に規定される「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」として、1号遊休農地よりも著しく程度の悪い農地を2号遊休農地と定義されており、これの平成30年度利用状況調査の結果は180平米でありまして、合計して3万8,556平米となるところでございます。また、地域といたしましては、大字堤が多数を占めるところでございます。

また、農地の民間団体（企業）の利用状況といたしましては、法人が耕作している農地としまして、貸借があっている耕地面積の合計は31万2,095平米となるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、それぞれの面積も示していただきました。それと、法人でというのが31万2,901平米だったですかね。これは私はまだ勉強不足かもしれませんが、以前、もりもりファームが土地利用においていただいていた。その後を受けて、今度はラッシュファームが同等の面積をされていたというふうに受けとめておりましたが、今の法人というのはそういうのじゃないということですよ。

そうすると、もりもりあるいはラッシュファームの後がどういうふうなことになっているかというあたりをちょっとお聞かせ願えればと思いますが。

○産業課長（日高泰明君）

再質問の企業の賃貸借というふうなところの面積についてのお問い合わせだったというふうなところと捉えております。

法人の利用活用状況としまして、各法人名を挙げての面積の提示はこの場では控えさせて

いただきます。

先ほど私が申し上げました農地の法人の面積といたしましては、法人企業数のところの上峰町に今あっておりますとこの5団体のところの総数を申し上げたところでございまして、議員質問のところ、言われておりました法人のところの面積も含まれておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、さっき私が挙げましたラッシュファームあたりも、今現在も以前同様に土地利用されて、食物栽培等はされてるということですね。ごめんなさい、もう一丁確認をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

当該法人名を余り直接的に議場でやりとりするのは適切でないと思いますが、現在も作業されていると、当該法人につきましては作業されていることと理解しております。

○8番（大川隆城君）

申しわけございません。先ほど団体名を私のほうから申し上げたことをおわび申し上げます。

そして、今答弁いただきましたように、その団体も含めて現在もされているということ、それについては本当に結構なことではありますが、といいながらも、まだほかにも遊休農地があるわけですね。それらもやっぱり有効利用する方向で取り組まなくちゃならないと思うわけではありますが、その中で、民間団体は民間団体で取り組んでもらえば結構なことですが、それに加えて、私は先ほども当初の質問の中で言いましたように、農協さんもひとつ絡んでといいますか、一緒になって遊休農地の有効利用に取り組まれるようにできないものかなというのをいつも考えておりました。

で、ほかの関係についても必ず農協とタイアップといいますか、一緒になってやるという形をとり、そこに補助金が流れてくるようなシステムが大半じゃなかろうかなというふうに思ってますもんですから、今の大字堤が一番多いということでありましたが、あの地の遊休農地も何かしらそういうことで農協との協議を重ねられて、じゃ、こういうふうでということであればまいぐあいにはせんかと思うんですが、その辺については、担当課といたしましては農協との協議、対策をどうやろうというふうなお考えはどういうふうか、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょう。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員質問の農協とのタイアップはというふうなところで、質問事項の要旨2のところ、に及ぶところかなともちよっと思ふところがあるんですが……（「議長、済みません。本当申しわけないんですが、2項目めも含めてやりとりをさせてもらいたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番目もですね。執行部いいですか。1番、2番まとめて。

○産業課長（日高泰明君）

それでは、要旨2のところの答弁をさせていただきます。

大川隆城議員質問の質問事項3、遊休農地の有効利用への取組みは、要旨2、今後、有効利用にむけての取組みをどう考えているのか、例えば、農協とタイアップして取組むものかについて答弁させていただきます。

農地の有効利用に向けての取組みとしまして、質問要旨1で答弁をいたしました利用状況調査の結果、新たに遊休農地として判断された土地につきましては、土地の所有者へ利用意向調査を行っているところでございます。この利用意向調査により、耕作の意思があるか、誰かに貸し付ける意思なのか等の意向を調査して取り組むところでございます。

みずから耕作の意思がなく、農地を誰かに貸し付ける意向の方につきましては、農地中間管理機構、佐賀県農業公社や農地利用集積円滑団体、JAさが——農協ですね——を通じた貸し付けについて連携してあつせんし、農地の有効利用に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

大変失礼いたしました。今、農協さんとの協議をされておって、意向調査をしているというようなことでありますけれども、この関係については、その結果といいますか、まとめがいつごろ出るものか、そして、そのまとめが出た調査をもとにして、どういうふうに進めていくようにお考えか、その辺、もしお示しできればお願いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

農地利用の意向調査のスケジュールというふうなところでお答えさせていただきます。

遊休農地につきましては、遊休農地のパトロールをまず行うところでございまして、遊休農地のパトロールを8月から9月にかけて行うところでございます。

8月から9月にかけて行いました遊休農地のパトロールの結果をもとにしまして、土地の所有者の方に利用意向調査をするところでありまして、それを年度末までに取り付けまして、それからおのおの意向に沿いまして、農業委員、農地利用されてきた推進委員と連携しまして、また、生産組合、集落営農、もちろん農協も含めまして、連絡調整して農地利用の調整に努め、遊休農地が発生しないように業務を図っていくところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今お聞きしたら、パトロールを8月から9月にやり、その結果で今言う意向調査をやり、

年末までにまとめをやり、それから協議をするというふうなことでの答弁だったかと思いますが、本当言うと、今までもこういうことをやってほしかったわけですよ。

さっき私が言った団体等が一生懸命されてるのも、もう何年もなってますよね。それ以外にほたらかされてきたところがあったことも事実あったわけですよ。ならば、早くその辺をね、今言うこういうふうなパトロールをやります、なにをやりますというのをしとってほしかったわけ。今までされたことないでしょう。今回やるというふうな方向性を示されたから、少しは前進したかなという感じしてますけれども、本当言うと、これ早くにやってほしかったわけですよ。

今、ごらんください。先ほどの同僚議員のいろんな質問の中でありましたけれども、この役場周辺、この中心部あたりの農地は、それいろいろな理由があつてでしょうけれども、農地が全部農転で宅地化随分されてきましたよ。大体産業課、あるいは農業委員会というのは農地保全というか、守る立場ということは言うまでもないことでありますけれども、この辺がそういうふうで農地がだんだんだんだん農転で減ってきたならば、そういうことを目の前に皆さんわかっていたと思うから、それなら片一方で遊んでるところを何とか農地としてするように、もう一遍復活させようじゃないかという思いを持ってほしかった。ばってん、今までなかった。

だから、本当もう残念だけでも、今回こういうふうでやるということでもありますから、ぜひこれを十分、当然精査をしながら、先ほどの話じゃないけど、精査しながら取り組まなくちゃならないものだと思うけれども、とにかくきちんとして前に進むようにですね、農協との協議は今までこの関係でされたことは何遍ありますかともし聞いたら、そんなに回数ないはずですよんね、私が知る限り。

ですから、そういうことはこっちから言って初めてするじゃなくて、あなたの立場からすれば農地を守るという立場にあることは間違いないからね、やってほしいです。ですから、もう本当、とにかく土地がたくさんあるといいながらも、限られた土地です。ですから、本当に有効利用をですね、どんな小さいところでも有効利用するというところで取り組むという気持ちで、今後はぜひ取り組んでもらいたいと思います。その辺の意気込み、もう一回お願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

先ほどお言葉をいただきましたとおり、農業委員会、農地利用最適化推進委員初め、上峰町産業課といたしまして、農地利用の最適化というふうなところで今期、先ほど申しましたスケジュールで取り組んでいくところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい。次お願いします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の4番目、L.G.B.Tへの理解を深めるため、要旨の欄の町民の方々に対しての啓蒙促進を計る必要がある、各団体への啓発も当然積極的にやるべきではないか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

この質問につきましては、前回も議会のほうで御質問をいただきました。内容としては同じような内容になりますが、総務課のほうではLGBTへの取り組みとしましては、平成29年度にLGBT（性的少数者）についてというテーマで研修会のほう開催しております。

また、30年度におきましても、佐賀のLGBT支援団体代表によりますLGBTs研修ということで、こちらも役場の3階会議室のほうで、午前午後の2回に分けて開催をしたところでございます。

今年度におきましても、LGBT関係の研修ということで同和問題市町講座、こちらのほうの事務局のほうに要望いたしまして、今期についても開催する予定としております。

また、アバンセ内で実施をされております佐賀県DV総合対策センター、こちらによりますLGBT相談専用ダイヤル、こちらの開設等の情報についても、今後、広報を行っていく予定でございます。

今後におきましても、同和問題等と同様に、社会の必要性に応じまして継続的に研修会等々を開催していきたいと思っております。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからも、大川議員の質問事項4の要旨1についてお答えをいたします。

教育委員会では現在、小、中学校において教職員に向けた研修会を実施しているところでございます。夏休みなどの長期休業中にまとまった一定の時間を設定し、講師招聘等により、人権や多様な性についての研修を行っています。さらに議員御案内のとおり、人権同和教育に係る講演などの中でLGBTの取り組みがございまして、広く御案内し、参加してまいりたいと存じます。

以上です。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうから大川議員の質問事項4、要旨1につきまして答弁いたします。

住民課としましては、子供たちの個性を認め、大人が理解し、子育てができるよう、子育て会議、要保護児童対策地域連絡協議会等におきまして、LGBTへの理解を深めていただくように触れていく機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。大川隆城議員の質問事項4、L.G.B.Tへの理解を深めるために、要旨、町民の方々に対しての啓蒙促進を計る必要がある、各団体への啓発も当然積極的にやるべきではないかという質問に関して答弁をさせていただきます。

健康福祉課が所管をしております児童民生委員は、年間の活動の中でさまざまな研修を行っております。差別の諸問題に関することやLGBTへの理解についての研修につきましても実施をしたいと考えております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいまそれぞれの課長から答弁いただきました。その中で健康福祉課長からは、民生児童委員さん方に対しての研修等をやってまいりたいという答弁いただきました。前回に引き続きお尋ねをしております、ほかの組織としての、一番大きいのは区長会が各区を代表する皆様方の団体といたしますか、組織ですから、その方々に対してのこういう研修啓蒙のこと等について、先ほど総務課長触れてもらえませんでした、いかがでしょうか。所管としては総務課所管の団体と思っておりますが、その辺についてもぜひお願いをしたいと思っております、いかがでしょうか。

○総務課長（高島浩介君）

議員お尋ねのところ、区長会というところで、今年度、市町講座のほうにお願いをしていると申しましたが、こちらのほうが基本的に例年お願いをしておるわけですが、その中で県内やっておりますのが、職員、議員さん向けでやっておるところでございます。その中で今、事務局のほうに、区長会等々他団体も入れてよろしいでしょうかというような問い合わせと、また、うちのほうでもアバンセ等、県の主催の講演会等でDV総合センターアバンセと男女共同参画・女性の活躍推進課等々がございます。そちらのほうに、県のほうに問い合わせをいたしましたら、そちらがそういう講演会等の主催を行うということで、区長の皆さん向けの研修等々がないんでしょうかということでお尋ねをしております。

先ほどから各課長が申したように、なかなか対象年齢等々で研修の講師あたりもそこそこで出てあるかと思っておりますので、その区長さん向けのということでちょっと問い合わせをしておりますが、今のところ計画がないということでございました。で、先ほど申しました市町講座のほうに他団体の参画等々ができるかという方向と、県とかそこら辺で主催のもの、アバンセとかが主催することであれば、うちに情報等々を提供をお願いいたしますというところでの話は今させていただきますところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

皆さんがそういうふうに前向きに取り組んでいただくように考えてもらっていることについては感謝したいと思います。

ここに町の第4次総合計画の抜粋を持ってきておりましたが、この中で人権尊重ということでの第6章みんなの力でつくるまちの中での人権尊重の項目の中に、主要施策としてということで人権教育・啓発の推進という項目がございまして、この中では「町民一人ひとりが人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において人権への配慮が現れるような人権感覚を身につけられるよう、内容や方法などを工夫・改善しながら、学校、家庭、地域、職域、その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します」とうたっております。

ですから、本当にもう何遍も同じことを繰り返し言ってるようではありますが、やはり皆さんがこの関係について、もちろん同和関係も含めてになりますけれども、皆さんがこのことについてもきちんとした理解をしていただき、認識を持ってもらうことがぜひ必要だと思っております。何遍もお願いをしてきたところであります。

特にLGBT関係については、特に今現在、今がちょうど関心が高まっている時期でもあります。というのは、新聞紙上にも何回となく掲載がされてますし、カミングアウト、私はこうですよというふうに表明されることなんです、それらの方々の紹介も随時掲載がされております。

そういうふうなことで、やはり今までの間違っただけと、認識を排除して、みんな違ってるけど、みんな一緒なんですよという思いを皆さんに持ってもらいたいということでの取り組みが文科省初め、いろいろされてることは事実なんです。

ですから、この問題については行政、市町が大きいからどうだ、小さいからどうだじゃないんです。どこでも同じ取り組み、理解をするための取り組みをしていかなきゃならないということなんです。ですから、ここにはまた県のほうの人権教育・啓発基本方針（第二次改訂）という資料をいただいておりますが、この中にも、県としても、県ももちろんですが、各自治体にぜひその辺の啓蒙啓発を一緒にやってほしいという要請をされてる文面もあります。

ですから、これは本当に、繰り返しになりますが、東京だからそう、地方だからじゃない、じゃなくて、どこでも一緒なんです。ですから、とにかくこれもまた言っておりましたけれども、今、その該当する方々がふえる傾向にある。11人に1人、人口の約8.9%というふうに、これは統計上の数字だと思いますが、それぐらいはふえてきているというふうな話も再々出ております。

ということは、今現在、町内にどなたがということはありません。それはプライバシーの問題かれこれあってわかりませんが、少なくとも、いらっしゃることは大体想定できるわけなんです。その方々は若い人から年齢高い人までいらっしゃるわけですよ。だから、どの年代層だってきちんと対応できるための理解をしてもらいたいということで、いつも考えているわけです。

そして、今言う学校サイド、教育現場では、小学校も中学校も高校も、学校の授業を含めて、道徳の時間とか、いろんな場面含めていじめの問題、そして、このLGBT差別の問題だめですよということをちゃんと教育としてされてる。そういう中で、子供たちはそういうことで勉強、教えてもらって、ああ、そういうことだというふうに理解をしておうちに帰る、あるいは地域に帰る。そうしたときに、その周りの御両親含めて、大人がそれに対しての理解がないときには、せっかく学校でこういうふうに教えてもらったよと来ても、その理解を示さないというならどうかなという心配もあるもんですから、もうみんな一緒に理解をしていきましょうよということをお願いしたいわけです。

そういう意味で、教育長さんにお尋ねをしたいと思いますが、学校の先生方に対してのそういう研修等々を当然されてると思いますが、こういう聞き方をすると本当申しわけないんですが、学校の先生方も皆さんがこの関係、十分御理解いただいているとお考えでしょうか、どうでしょうか。その辺、ほんに失礼な話ですけども、教育長さんの目から見たときに、じゃないからもっと必要だということなのか、もう十分だからそれなりにというふうなことなのか、その辺含めて一言お願いしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの御質問でございます。

学校の教職員には、御承知のように若い新卒の先生方から定年間近のベテランの教職員までいろいろおります。そして、それぞれに、小学校であれば全教科を教えるわけですが、中学校、高校であれば特定の教科の専門性を発揮して教育を行ったりします。

道徳や人権教育というのは、全ての教諭に課せられた教育内容でございますので、それぞれのステージに応じて研修も積み、実践も積んでるというのが実際であろうとは思いますが、しかし、その研修の仕方であるとか、あるいは実践の仕方によっては、理解度であるとか、あるいは熱意、人権教育をもっと進めようというような熱意等において幾分の差があるということとは否めないと思っております。

しかし、学習指導要領はもちろんですが、教育委員会としましても、そういった差があるのではなくて、やはり子供たちに責任を持った教育を実施するためには、全ての先生方の意識を高めて、力も高めて、方法的にも高めていくと、技術的にもですね。ということは当然求められていることだろうというふうに思っております。

もちろん——ちょっと長くなりますが、日本という国そのものが共生社会を求めているわけですから、その中において子供たちが将来を担っていくためには、どういう子供に、そして、大人に育ててほしいかということを念頭に置きながらの教育でございます。ですから、道徳教育、人権教育はもちろんですが、全ての教育活動の中でこのようなことを考えていく、人権尊重のことを考えていくということは必要ですので、今後とも、教育委員会としてももっともっと求めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、教育長から答弁いただきました。そういうことで、とにかく先生方も本当に私たち以上に博識の先生方ばかりですので、十分御理解してもらってるとは思いますが、さらにまた研修を積んでいただいて、お願いをしたいと思います。

そういう中で、これは去年、県の教育長のほうから県内各学校に対して、各クラスの名簿を男子生徒の、例えば1番から20番まで、女子生徒の1番から20番までというふうに大体分けてあるのが多いかとは思いますが、それを今言う、さっき言ったLGBTの関係とかなんとかで、トイレの問題とか服装の問題とか、いろいろ指導があつてると思います。その一環として、今度は男女混合名簿を取り入れてほしいというような要請があつていたということですが、これの導入といいますか、そういうことをすることについては各学校の校長の判断においてというふうになってるわけなんですけど、その辺について、教育長としてはどういうふうにお考えになるか、そしてまた、今後、我が町の小、中学校ではどういうふうな取り扱いになっていくものか、その辺よかったですらお聞かせください。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員から、混合名簿についてのことでございました。

混合名簿につきましては、かなり前から男女の別なく一緒に、例えば、あいうえお順——名前のですね——ですべきじゃないとか、あるいは生年月日順にすべきじゃないとかいうような議論はあつておりました。ただ、佐賀県内全体を見まして、小学校では半数程度がもう既に混合名簿になっております。中学校ではたしか——済みません、はっきりとした数字は言えないんですが、2割はいつてなかったと思います。小学校のほうはその分、先んじてるということはあるわけなんですけども、上峰小、中学校の場合は、小、中学校とも混合名簿はしておりません。

中学校がなぜ混合名簿に進んでいないのかといいますと、入試関係の事務なんですね、結局のところはですね。願書や調査書等を高等学校のほうに出さなくちゃいけないんですが、そのときには一人一人の受験者に在籍学級での番号を振っていくんですね。ですから、混合名簿になった場合と男女別の名簿の場合は番号が変わってきます。それを変えるとなると、今、高校入試の場合の書類が男女別の名簿で出すようになってるんですね。ですから、中学校のほうはそれに合わせて男女別というのが多いというふうに思います。

ですから、去年、県の教育長が男女混合名簿を進めていくということを確かに報道でも出されていまして、であれば、高等学校のほうでもそれは進んでいくんだろうという推測ができますから、それが進めば中学校のほうでも検討されることがふえていくのかというふうには思っております。

私としましては、支障がなくなれば、リスクがなくなってくれば、当然子供たちに対して、

男女という言い方そのものがこれから先は不適切になってくることも考えられますので、ですから、そうなってしまった場合には、一番平等性を考えられた順番での名簿というものが考えられていくかというふうに思っております。

ただ、あくまでも先ほどの入試であるとか近隣との絡みを見ながら、検討を十分していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

教育長さんから答弁いただきました。県の教育長さんからもそういうふうな要請があつておことは事実でありますので、今後、順次対応できるものなら考えていってもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういうことで、今、とにかくこの関係については、繰り返しになりますが、皆さんが御理解をしていただくように、皆さんで取り組んでいければと思っておりますので、これからどうぞよろしくお願いをしまいたいと思います。

そういう中で、一つ二つ御紹介といたしますか、申し上げますと、実は全国の各議会の中にも該当する方々が議員さんになっておられる方もたくさんいらっしゃいます。つい最近のことで申し上げますと、ことし4月の統一選挙の折に、北海道の道議選挙で当選された方で、これはもう新聞等でも公表されてますから、ここでお名前を言ってもいいかと思いますが、淵上綾子さん、この方が佐賀県の小城市芦刈町出身なんです。で、北海道大学大学院を出て、道議選挙で初当選をされたわけですが、この方がトランスジェンダーなわけなんです。男性から女性にというトランスジェンダーの方ですけども、今回、このLGBTに関してのことを皆さんに広く御理解いただきたい、また、そういうことで活動したいということで道議員になられたというふうに紹介があつておりました。

それともう一つは、LGBT自治体議員連盟というのが発足しております。これは2017年の7月6日に約100人ぐらいの人数から発足されて、今、いろんな活動をされてるということであります。

そういうことで、本当、さっきから何遍も言いますように、今、このことについてはとっても関心度が高まっております、やっぱりどこの地区でもいろんな団体ができておりますし、皆さんに認識、理解をしてもらいたいということでの活動が活発にやられておりますので、最後にまた繰り返しになりますが、今後につきましても町民の皆様方がこの件について本当に御理解をいただくように、私自身もまた努力をしまいたいと思いますけれども、行政の皆様方にも御協力いただいて、ぜひお願いをしたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の5番、学校内外での「いじめ」について、要旨の欄の県教委がいじめ認知件数が「増加の見通し」と報告したと聞くが町内において現状はどうか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項5、学校内外での「いじめ」についての要旨1、県教委がいじめ認知件数が「増加の見通し」と報告したと聞くが町内において現状はどうかという御質問についてお答えをいたします。

県教育委員会は県内の公立小、中学校と特別支援学校で2017年度に把握したいじめ件数が787件で、前年度より262件増加したと説明しております。増加の理由は、いじめの兆しを早い段階で認知し、積極的に対応したあらわれとしております。さらに議員御紹介のとおり、2018年度も引き続き早い段階での認知と積極的な対応を継続することにより、「増加の見通し」と報告しております。

上峰町におきましては、認知件数は2017年度、小学校は0件、中学校が1件でございました。2018年度は小学校が6件、中学校が3件と増加してございます。その理由といたしましては、県と同様、早い段階での認知と積極的な対応によるものと捉えております。

今後も早期発見、早期対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

3月議会の折に示された人数をまた先ほどお聞かせいただいたのですが、その後はいじめについては変化なしということで、今のところ、落ちついているということでいいわけですね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先ほどの3月末でございましたが、小学校6件、中学校9件につきましては、現在、解決を全てしておるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、局長から答弁いただきました。学校内でのいじめはそういうことだと聞いて、少しは安心しておりますが、今度は部活関係の中でいじめといいましょうか、虐待といいましょうか、それらしきことについては何か把握されていることありませんでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員より部活動の中でということで御質問いただきました。

先ほど御報告いたしましたいじめの件数ですね、これにつきましては学校内外、部活動も含めたところでの件数でございますので、その中で全体的にそういう件数があるということで御承知おきいただければと思います。

その中で、部活で何件、授業中で何件とか、そういう分類はしてございません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

このことはある保護者の方からお聞きしまして、それは話されても結構ですよというふうにおっしゃってもらってましたので、少しお話ししますが、ある部活の練習の中で、指導されてる方が部活やってる子供さんの襟首をつかんで、そして、部活で使う道具といいますか――に顔を押しつけて、それも1回こっきりじゃのうして、何回か押しつけてされた。で、その子供はもう泣き出してしまって、そして、一時期部活はやめたということで参加せず、また、その影響といいますか、関係で、ほかの部員もやめたというようなことがあったというような話を聞いたわけなんです。

ですから、皆さんが十分注意されてやってるものだと思いますが、そういう話が教育委員会まで届いていたものか、届いてなかったのか、その辺は確認せんまんに今ちょっとお話ししてありますが、そういうことも事例としてあったよという話聞いたもんですからね、その辺についてももし今後、できればもう少し細かいところまでといいますか、チェックといいますかね――をしてもらえればと思いますが、その辺、部活の時間まで教育委員会の方々が出向いてというのなかなか大変かとは思いますが、そこはまた学校の先生にお願いするなり、方法、手だてはいろいろあるかと思いますが、その辺をできればもう一度きちんとした形での確認というか、してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの御質問でございました。

先ほど小、中学校で認知をした件数を報告いたしましたし、その中身については、必要があれば細部について、私たちは何度も学校側に聞き返して実態を把握いたします。そして、対応策については学校任せにするのではなくて、教育委員会もともに進めていくということをとっております。これは命にかかわるようなことになってくれば、町長さんも含めて総合教育会議を開いて対策を練るということになっておりますので、今のところ、そこまではございませんが、そういうスタンスで臨んでるということでございます。

ただ、今お話を聞いたところでも、部活内で部活の道具に顔を押しつけて、そして、部活をやめてしまったというようなことにつきましては、現時点では把握しておりませんでした。ただ、話を聞いただけでも、もしそれが事実であれば、かなりの大きな問題だと思っております。当該の生徒が、そして、その周りの、同じように部活をやめたとされている生徒たちがどれだけの思いを持ってその時期を過ごしたのか、部活をやめるということを決断したのかということをお考えすると、当然あってはならないことだと思いますので、直ちに事実関係は確かめたいと思っておりますが、先ほどちょっと大川議員さん言われた、認知件数が伸びてないと学校は落ちついているということではなくて、数に関係なく、学校の落ちついて、あるいは子供たちの中でいじめは現時点では発生してないというのは数にあらわれない

部分がございますので、やはりそのところをしっかりと見ていきたいというふうに思っているとあります。

ただ、先生方は、これも先生方によっては指導の仕方、理解の仕方というのはいろいろありますけれども、それがあってまた全体、集合体としてのいい学校力としての組織力が生かされて、子供たちを、ある先生は気づかなかったけど、別の先生が観点から気づいたと、そして、対応していった、ある先生には子供たちはいろいろ言えなかつたけども、別の先生からだとかかわりを受けて、心を開いて話しに行ったとか、いろんなことができるのがまた職員集団の多様性があるところのいいところがございますので、そういった組織性を生かしながら、学校の先生方に問題提起をして、事実の確認と対応について早急にかかっていたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

本当、いろいろあっちゃならないから、ぜひその辺のこと、取り組みをお願いしたいと思えます。

そういう中で、先ほどもちょっと出ましたが、佐賀県のいじめ問題対策連絡協議会の中で、いじめの絡みかれこれ含めてと思えますが、小学校へのスクールカウンセラーの派遣に関して、もっと専門的な助言が欲しい、派遣を拡充してもらいたいという意見も出たということをお聞きしますが、今現在、小、中学校スクールカウンセラーの先生、あるいはソーシャルワーカーの先生方に対応してもらってますが、いかがでしょうか。こういうふうな意見をお聞きになって、教育長として我が校については現状と比べたときにどんなでしょうか。もっと派遣といいますか、来ていただくのをふやすがいいかというふうなこと、それから、今言うもっと専門的な助言をしてほしいというふうなことが望ましいものか、その辺についてはどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思えます。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な方によるかかわりの時間をふやしたほうがいいのかというようなことでございました。

県の事業として、全ての小、中学校にスクールカウンセラー、そして、中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣していらっしゃいます。上峰町の場合はそれに加えて町単独でもそれに上乗せをして、実数を配置していただいております。

ですから、どこまで、何時間以上スクールカウンセラーの先生に学校に来てもらえれば事足りるんではないかというところは言いづらいところがあります。現状で現場の先生方のお話を聞きますと、やはり他市町に比べますと、上峰の場合は町独自のプラスアルファの時数がありますから、非常に助かってますという声は率直に聞いております。

これを余り多くし過ぎるのもどういふことが起きるかという、子供たちや保護者の方も

そうなんですけども、一定程度の相談とか一定期間の相談をすることで、あとは自力でやって頑張っていこうとかいうようなふうに持っていき、あるいは福祉機関等につないでいただいて、そちらでまた専門的なお話をいただいていくというようなことが、ケース・バイ・ケースではありますけども考えられますので、余りにもべったりとお一人のスクールカウンセラーの方に長く持ってもらうということが得策とも言いづらいつともあるんですよね。ですから、適度な時間というのが必要かと思えます。

現時点では上峰の場合、小、中学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置実数から来る相談件数との絡みを見てみると、足らなくて困ってますということではございませんので、しばらくは現状のままいただければというふうに思っているところでございます。

また、つけ加えますと、このカウンセラー、ソーシャルワーカー以外で、マンパワーが上峰小、中学校の場合は多いです。他市町に比べますとですね。町費採用の講師の先生方が中学校に2人、小学校に2人いらっしゃいます。そして、特別支援教育支援員の方々が小学校に8名、中学校に4名もいらっしゃいます。大人の目がそれだけ多いんですよ。

そういった面でも先生方からは、いろんな角度から子供たち見れますし、また、子供たちに十分な目がですね、これも他市町に比べるとばっかり言うとあれなんですけど、やはり、よそから来られた先生方にしてみると、非常に手厚い教育がなされているということでの所感はいただいているところでございますが、それに甘んじることなく、有効な活用の仕方、あるいはどの部分がもし弱いのであれば、そこを手厚くするとかいうようなことは随時教育委員会としては把握をしていきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

ただいま教育長から答弁いただきました。何を申しまして、いつも出ますけれども、子供は町の宝であります。国の宝であります。この宝物である子供たちが本当に立派に成長するためには、これまた皆さん協力し合いながら、道をそれることなく、立派に成長するようにみんなで見守りながら取り組んでいく必要は言うまでもなくあるところでございますので、今後におきましても教育長さん初め、皆様方と一緒に、上峰の子供たちが立派に成長し、そして、日本国内は飛び越えて、世界でも活躍できるような子供たちに成長してもらえようように取り組んでいければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いをしておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、50分まで休憩いたします。休憩。

午後 2 時35分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

6 番原田希君、お願いいたします。

○6 番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6 番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、これから通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は、大きく 4 点質問をさせていただきます。

1 点目、ふるさと納税についてということで、午前中から同僚議員も、また、今回多くの議員の方が質問を出されております。

ふるさと納税についてということで、要旨の 1、地方税法改正により規制されると聞くが、どういう規制がされるのかということで、過去のふるさと納税のやりとり、それから、午前中の同僚議員のやりとりを聞きながら、この 1 番につきましては、規制をされるというふうに表現をさせていただいていますが、規制というよりも、これまで国の何と申しますか、曖昧だった部分が、今回きちっとした一定のラインが引かれる、基準が設けられるということだなど。午前中のこれまでのやりとりを聞きながら、ちょっと改めて規制という表現はどうかかなと思いつつも、これでちょっと通告をさせていただいていますので、規制ということで進めていただければというふうに思います。

1 番はその基準の内容ですね、これを伺いたいというふうに思います。

それから、要旨の 2、規制をされる事で、基準が設けられることで上峰町への影響はあるかということで、これも午前中からのやりとりの中で返礼が 30% 以下だとか、そういったところを触れられておりましたけど、そうなってくると、私の感覚ではこれまで、例えば、この商品、返礼品に関してはボリュームが売りだったところが、当然そうなってくると減らさなきゃいけないんじゃないかというような単純なですね、ちょっと考えに至ってしまうものですから、そういったところで影響が出るんじゃないかというふうにちょっと思っておりますが、町としてどういうふうに影響があるのか、影響がないのか、どういうふうな考えを持たれているかということでお尋ねをさせていただきたいと思っております。

要旨の 3 番目、規制に対する今後の対応、対策はということで、これも午前中からやりとりをされてたと思っておりますが、この基準ができたことで、今後どういうふうにその基準に対して対策があるのかないのか、そのあたりを伺えたらというふうに思っております。

大きく2点目、中心市街地活性化事業についてということで、これも多くの皆さん、議員の皆さん出されております。午前中からもありました。

1番、現在の進捗はということで、6月にはというようなお話も出ておりましたが、募集要項のですね、事業者募集要項の大まかなスケジュールとしては、5月にはプレゼンテーションを実施して、5月末には優先の事業者が決まっていく、そして、それを公表されていくというような、あくまでこれは大まかなスケジュールだと思いますが、そのあたりで、午前中もありましたプレゼンテーションを受けてということでございますが、改めて現在の進捗、今、どこまで進んでいるのかというところを伺いたいというふうに思います。

質問要旨の2、今後のスケジュールということで、今の進捗を踏まえて今後どういう何といたしますか、スケジュールで進んでいかれるか。これも午前中からあったと思いますが、質問をさせていただきたいというふうに思います。

要旨の大きな3番目、子育て支援についてということで、10月から国の政策として、幼保無償化というふうになる様でございますけど、その幼保無償化の内容について伺いたいと思います。

これについては、3月の施政方針の中でもたしか触れられてたんじゃないかなというふうに思います。細かい内容について説明をいただければというふうに思っております。

また、その無償化の実施についてですね、実施に際しまして、町の負担というのは実際にくるものなのか、このあたりをお聞きしたいというふうに思い——基本的にですね、国の政策ですから、町が負担するのはおかしいんじゃないかというふうな感じを受けるんですが、大分以前ですけど、幼保無償化が実施されるというような、そういった報道を受けて、自治体にも負担を求めるみたいな報道もあっていました。

それから、これは最近ではありませんけど、少し前の県内のよその自治体の議会の中でも、この幼保無償化についての自治体負担はどうなのかというやりとりの中で、いや、実際うちの市町は、国はそう言っているけど何も聞いてませんよみたいなやりとりも実際あったところもありました。

ただ、ことしの10月からというふうに決まっているようでございますので、そのあたりもきちとした負担の割合と、負担しなきゃいけないのか、しなくていいのか、そのあたりもきちとした話ができていないんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりを伺いたいというふうに思います。

それから、要旨の2番目、放課後児童クラブの運営については、スムーズな移行が出来たのか。また、現在の状況はということで、これはもう御案内のとおり、町の直営から今、社会福祉法人に委託をことしの4月からされたと思いますが、この委託をするというお話が出たときからスムーズな移行に努めてくださいよと。加えてその教育、学校教育課から所管が住民課にかわる、そして、直営から委託にかわるというような内容でしたので、この担当課

の所管の変更といえますか、ここもきちっと連携をしながら、かつその委託にかわるということに関しては、また委託先の事業者としっかりと連携をとりながら、保護者の皆さんに混乱が生じないようにスムーズに移行をお願いしてきたところでございますが、結果、スムーズにできたのかどうか、そして、今現在どういう状況で運営がなされているか、そのあたりを、また加えてですね、移動の際の下校から、そこの新しい施設へ移動の際の安全対策というも強く求めてきましたので、そこら辺もしっかりとやられているかどうかを伺いたいというふうに思っております。

大きく4つ目は空家対策についてということで、これは行政報告にもありました。事業実施計画書の策定が完了したということで書いてありましたので、そのあたり、現在の取り組みの進捗と、できればその今後の事業実施の計画、大まかな計画、スケジュール等をお示しできれば、伺えればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、ふるさと納税について、地方税法改正により規制されると聞か、どういう規制がされるのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、ふるさと納税について、要旨の1に関して答弁をいたします。

本年6月1日から、ふるさと納税の新制度として再スタートをしております。過度な返礼品競争を避けるため、改正地方税法により返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定した上で寄附控除の対象となる自治体を申請により指定し、税優遇を認める制度へ移行するものでございます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

返礼品を地場産品で3割以下ということでございますが、この3割の中に含まれる部分としては、返礼品の品物の代金のみなのかどうか、いろんな多分経費があると思うんですが、そこも含まれるのかどうか、そこをお尋ねします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

3割の中には、返礼品の調達費という形での国の基準が参っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

済みません。調達費というと、具体的にどういう経費、費用になるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

返礼品の調達費として市町村が支出した額になります。これが3割以下ということの基準になります。

○6番（原田 希君）

済みません。ちょっとよくわかりませんでしたけど、支出をした額という、例えば、その品物の代金に、それから、例えばそれを何といいますか、送料なんかとか、その品物を集めるための例えば人件費とか、そういうところも含まれるのでしょうか。とにかく品物を、このボールペンを仕入れるこの代金ということでよろしいでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほど議員が例示でとられましたボールペンの例、そのとおりでございます。

○町長（武廣勇平君）

もう今、議員がおっしゃったように、行政が支出した額に目をつけておられるということですね。事業者さんが調達した額では、もちろん一致することが多いと思いますけども、行政が支出した額ということでございまして、まさにこう制度をですね、保つために規律を強化するということが規制という意味であれば、今回は規制と、強化をしたということになると思っております。

○6番（原田 希君）

それでは、地場産品というようなお話もありましたが、これまではうちでとれたものじゃないとだめなのか、それとも加工場があればいいのかということで国のほうが曖昧な基準だったというような、これまでのやりとりがたしかあったと思うんですが、今回のその地場産品という新しい基準となれば、どういうふうな認識をしておけばいいのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

細かくは担当室長が申し述べられると思いますが、今まで主力の商品として挙げてきたもの、ウナギであったり、肉であったり等については加工拠点ができました。加工拠点ができたことをもって、また、その他の要因をもって今回出品することが全てできるようになってございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

なかなかこの場で言葉をもってですね、御説明するというのは非常にこう難しいところもございまして、例えば、告示という内容がございまして。その中にですね、地場産品に関しての一定の考え方といったものを整理をしているところがございまして。

ちょっと読み上げてよろしいということであれば読み上げますけれども、まず、地場産品の基準といたしましては、当該地方団体の区域内において生産されたもの、それと当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること、そして、当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応な付加価値が生じているものであること、返礼品等の提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもので、これは流通構造上、混在することが避けられない場合のものでございます。

そして、地方公共団体の——あっ、ごめんなさい。地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること、それと、これまでの各号に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性があるものとあわせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めているものであること、当該地方——もう一つ、別の項なんですけれども、当該地方団体の区域内において提供される役務、その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性があるものであること、それと、8につきましては、次のいずれかに該当する返礼品であるということなんですけれども、これはちょっと細かく分けていきますと、市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかにおけます該当するものを共通の返礼品とすること、それと都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携をし、当該連携する市区町村の区域内において前号のいずれかに該当するものを都道府県及び各市区町村の共通の返礼品等とするもの、これは県が認定したような場合になります。それと、都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの、あるいは最後なんですけれども、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことによって、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

大きく分けるとこの9つの要件、これがいわゆる告示基準と言われているものでございまして、返礼品の一品一品がこれに該当しておくことが必要になるというようなものでございます。

非常にわかりにくい説明ではございますけれども、説明にかえさせていただきたいと思っております。

○6番（原田 希君）

今、御説明をいただきました返礼品に対する9つの告示基準ということで御説明をいただきました。

これまではこういった基準がきちっと決められてなくて、曖昧だったために何かこうよくわからない話になってきたんじゃないかなというふうにならなくて、改めて思ったところでございますが、この基準ができたことで、何といいますか、これまでの国と自治体との認識の違いというか、先ほどからその何ですか、上峰町が今回、期間限定での認定を受けたというか、なっていますが、これも結局、同僚議員との先ほどまでのこのやりとりを聞かせていただく中で、こういった基準がなかったがためにそういう何か、別に上峰町としてはそういう理解で済んできたはずなのに、なぜか国のほうからすると、いやいや、おたくちょっと

やり過ぎじゃないという話になっているというのもちょっとおかしな話だなというふうに思いながら聞いていたところでした。

この基準ができたことで、今後はそういった何と申しますか、変な話と申しますか、これまでのようなですね、ちょっと何と申す表現していいんでしょう、これまでのようなおかしな話になったりということは、これができたことでないというふうに思うんですが、そのあたりも行政としてもそういうふうな感覚を持たれているかどうか、お尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員のおっしゃるとおり、曖昧だったところですね、ある程度、霧の中だったものが若干見えてきたというところではございます。

ですので、今回こういった基準が出てきておりますので、これに合致するというような形のものに関してですね、私ども商品選定とか、そういったものに関しては総務省の考え方に合わせるが大分見えてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

もう一点、済みません。ここの規制というか、その基準の関係でちょっとお尋ねしたいのが、今回、議案の第24号で出されています寄附金額の控除の議案の中の補足の中でですね、たしかふるさと納税に触れられて、その基準としては地場産品、3割以下もろもろという中に何か基準を公表する団体というような説明があったと思うんですが、これはふるさと納税の何か絡みでそういった説明をされたんだと思うんですが、そういったうちは何と申しますか、何か基準を公表する団体ということで説明があったと思うんですが、ちょっと済みません。違ったら済みません。そのあたり、答弁をいただければというふうに思います。

○税務課長（矢動丸栄二君）

議案第24号の中の基準の適合の話だったかと思えます。

私があるとき説明申し上げたのは、指定を受けるには寄附金の募集を適正に実施すること、返礼品を地場産品とすること、返礼品の返礼割合を3割以下とすることなどの基準に適合する公共団体になりますということです。

その続きまして、指定は地方公共団体の申し出により総務大臣が行うこととなり、基準に適合しなくなったら指定を取り消すなどの見直しが行われて、これに伴う地方税法の改正が行われたということの御説明を申し上げました。

○6番（原田 希君）

わかりました。

今回、その基準が設けられた基準の大きな内容というのは、とにかく先ほど9つの告示基準ということで御説明いただきました地場のもの、それから、3割以下に抑えるというこの2点ということで理解をしてよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大きく捉えますと、そういう、その2点が大きなところでございますけれども、もう一つ、自治体に対して指定制度が入ったということがちょっと大きなところかと思っておりますので、そこも御理解いただければ幸いです。

○6番（原田 希君）

大きなその基準については理解をしたというふうに思っておりますので、この項についてはこれで終わります。

次に進んでいただきたいと思えます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の2番、規制される事で上峰町への影響はあるか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、ふるさと納税について、要旨の2に関して答弁をいたします。

今年度は6月からの制度の変わり目ということもございまして、非常に歳入予想とかをするのが難しいのは正直なところでございます。

増収の見込み要因といたしましては、大きく収入を上げておりました4つの自治体が総務省の指定から外れたことによりまして、その受け皿となることで寄附者を取り込む余地があるということ、それに加えまして、昨今の報道によりまして、これまでふるさと納税を知らなかった層からの歳入が期待できることが挙げられます。

なお、先ほど来から申し上げているとおり、返礼率、返礼品の割合が3割以下ということになっておりますので、実入りが多くなるということも考えられます。

逆に減収見込み要因といたしましては、地場産品及び3割という形での抑制が法制化されておりますので、寄附者全体数として減るということまではないと思えますけれども、制度を熟知されている寄附者というのが相当数いらっしゃいます。この方々は6月の法施行前に自身の寄附控除限度枠を5月までに使用してしまうなどの懸念があったりとかしまして、増減双方の要因が考えられます。

正直なところ、現段階での予測というのは難しく、6月を迎えた上で寄附者の傾向と対策を分析するということが建設的だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

今の段階ではきちっとした予測ができないということでございました。

ただ、私が心配するのは、先ほど統括でも申し上げましたとおり、これまでのような何と申しますか、インパクトのあるそういった返礼品が3割以下になることによって提供が難しくなるんじゃないか、また、全国の自治体が同じスタートラインからのスタートになります

ので、ちょっと言えば、みんなゼロから用意ドンでこれからまたスタートしていくという中で、本当にこれまでのように寄附をいただくことができるのかというところをちょっと心配をしているところでございます。

これまでいただいた多くの寄附をもとにですね、さまざまな事業を行ったり、また今後も中心市街地もありますけれども、そういったところに影響が出ないような、ちょっと対策としてはこの後になるんですけど、方法を、6月からなんでちょっとはっきりわからないというのですが、今からちょっと考えていかないと、一斉にスタートですから、後手後手に回ると今度また大きな4つの自治体が今回外れたとしてもですね、新しくそういった大きな寄附を集めるような自治体が出てくるんじゃないかというふうな心配をしておりますので、余りこうゆっくりもしてられないのかなというようにことを思っておりますが、そのあたり、室長なり、町長なり、お考えをお聞かせください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員の御指摘どおり、今回の法制化を機にですね、ある意味、一つのラインにこう皆さん並んだような状況にはなってきているというところがあります。

ただ、私どもといたしましては、ふるさと納税にある程度早期から取り組んできたということに関してのノウハウもありますし、そこでのアドバンテージも我々、一応持っているだろうというふうに思っております。

ですので、そういったところを最大限生かしながらですね、周りに出おくれることなく、戦略的なふるさと納税をですね、今後も展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

ただいま室長が答弁されたとおり、多くのファンと言われるですね、ユーザーの方を抱えている町としては、その方々によりふるさと納税の原点、趣旨に沿ったですね、ふるさとに関心を持っていただけるような発信の仕方を心がけることと、あとはやはりウェブ上の支配率といいますか、広告メディア等ですね、コンバージョンにつながるモバイルなのか、ウェブなのか、あるいは昨今ではキュレーションメディア、まとめサイトですね、ああいったところでのその露出をふやしていくような、そういう取り組みが必要だというふうに思います。

また、町内においては、やはり先ほども少し申しましたけども、加工場をつくったり、産地の拠点ができたとすることは、非常に大きなふるさと納税のよい側面だと。雇用を生み、実際にそこに産地化が進んでいくという意味では非常によい側面だと思いますので、これはやる気を今、意欲的にお持ちの方を応援していくような、そういう取り組みも必要かというふうに思っています。

また、時期をですね、やはりこの何といいますか——によっては農産物というのは価格が

高いときもあれば安いときもある。安いときに仕入れて高く出せるような、そういう仕組みについてもですね、構築していけるような対応を今後、産業施策としてしっかりと考えていければというふうに考えております。

○6番（原田 希君）

ぜひですね、上峰町が今度は一番前を走るぐらいの気持ちで、そういった施策に早目に早目に取りかかっていたらいいなというふうに思っております。

ちょっとあんまりいくと今後の対応というところに入るかと思っておりますので、もう3番に進んでいただきたいと思います。2番はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の3番、規制に対する今後の対応、対策は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、ふるさと納税について、要旨の3に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

総務省は法制化に踏み切る上で、これまでの全国の例示を、事例を集積いたしまして、自治体の取り組み内容を精査したと思われまます。総務省の考えはある程度具体化されてきておりますので、対策は可能だというふうに考えております。

したがって、7月の申請をクリアすることができれば、10月以降も指定団体として維持はできますので、問題はないだろうというふうに考えております。

7月の申請をクリアできるよう、粛々と事務のほうを進めていきたいと考えております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

今後の対応、対策について、今、室長のほうから、期間限定でのふるさと納税の上峰町の今後の対応ということでの答弁だったかと思っております。

私の趣旨としてはですね、先ほどちょっと2の項で触れられましたけど、触れていただきましたけど、その7月の申請は当然クリアをしていただくことを前提に、同じスタートラインに全国一律なったここをいかにいち早く飛び抜けて前を走っていくかという意味での今後の対応、対策ということでお尋ねをさせていただいたつもりでございますので、先ほどちょっと町長からも産業施策、力を入れていきたいというようなお話もいただきましたので、当然室長のほうもそういった意味で今後ふるさと納税に関してはどういうふうに進めていけるか、その部分の今後の考え、対応、対策ということで、いま一度、御答弁をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

何か策はということなんだろうというふうに思っております。あんまり言っちゃうと、また議会に、議事録に載っちゃうのですよね、ほかの市町にまねされてもいけないので、ちょっと抑えたところで言いたいと思いますけれども、ふるさと納税制度自体がですね、地域の事業者の産業育成という側面も持ち合わせていたというような制度だというふうに思います。

ふるさと納税に参入することで得られていたような利益分とか、そういった経済的にですね、直接支援するということになる、制度の趣旨にも反するだろうというふうに思っております。

ですので、町長も先ほど御答弁されておりましたが、地域振興という観点からですね、例えば、地域の特産品として新商品を開発する援助など、こういったものの方策は十分考えられるかというふうに思っております。

さまざまな観点からの見方もあるかと思しますので、単にふるさと納税という単一の切り口からということだけではなくてですね、多角的な視点からどうするかというような見方を重要視しながらですね、方々対策に努めていきたいというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

地域振興という視点からもさまざまな、余り議事録に載ってしまうので言えないということ、さまざまな考えを持たれているんだなということを感じながらですね、今ちょっと——ちょっとというか、かなり期待を持ったところがございますので、今後そこはですね、恐らく議員の皆さんも注視をされてくると思いますので、しっかりと私たちも前を走って、上峰町が先頭を走っていくんだと、引っ張っていくんだという姿をしっかりと見ながら、私たちもできる限り、町の発展、産業の発展に協力ができればというふうに思ったところがございます。

余り言うとはいけませんので、これでこの項は終わらせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項は中心市街地活性化事業について、要旨の1番、現在の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

プレゼンテーションによりまして民間事業者から全体的な進め方などの提案を受け、内容

に関し、審査を進めているところです。大きな案件でもございますので、公と民のリスク分担など提案の内容をさらに深掘りする必要もあるため、提案をもとにした競争的対話を継続し、慎重に取り扱っているところです。スケジュールとしては粛々と進捗させています。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

現在、プレゼンを受け、提案を受け、内容を審査中ということで、リスク分担などをさらに深掘りの対話中という御回答でございました。

プレゼンを受けて、内容を審査しながら、一番ここが重要だという午前中からの答弁もあっていましたリスクの分担について、今、協議中ということでございますので、私の勝手な理解としては、ある程度、優先事業者というのはもう固まっているのかなというふうな理解をしますが、そういう認識をしといてよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

御質疑に関してなんですけれども、ちょっと答弁に関しては差し控えさせていただきたいとは思いますが、中の対話に関してはですね、引き続き対話を続けているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

これまでのやりとり、それから、募集要項をちょっと見ながらの質問なんですけど、対話を、対話、競争的対話をしっかりとやった後にプレゼンテーションを受けて、それから優先契約事業者を選定されて、さらにその事業者の公表というような流れになってたんじゃないかなと思うので、プレゼンが終わったということは、今までのやりとりの説明を受けた流れからいうとですね、プレゼンをもう受けてということであれば、もう既に何というですか、大方の事業者が決定していると、もう公表ができる段階に本当はなっけなきゃいけないんじゃないかなと、ここでまた対話なのかと。確かに対話が重要だというお話は理解をしていますし、前回もお話をさせていただいたとおりでございます。

この要項、それから、午前中もありました2021年7月にオープン予定というこのスケジュールについても、私の中では確実にここでオープンということではなく、あくまでも予定と、このスケジュールもあくまでも予定というふうな理解をしております。

当然、大切な対話の部分に時間がかかってしまったということもあり得ると。逆にそこはしっかりとやっていただかなければいけないというふうに思っているところでございますが、一方で、この中心市街地においては、なるべく空洞化の期間を短くしないといけないという思いも恐らく共通の理解としてあるんじゃないかというふうに思っていますので、対話の重要性というのは十分理解をしながらも、そこはしっかりと進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、ちょっと戻りますけど、その最初の対話が終わって、プレゼンからの公表ということだったんじゃないかなと思うんですが、そのあたりもちょっと含めて答弁をいただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。

議員の皆様方から対話を継続していることを問われ、その意義を強調し、リスク分担をしっかりと熟慮、踏まえた——経た上ですすね、行っていくべきだということを強調するが余り、この制度として、このスケジュール、予定とあくまでしておりますけれども、これがそのスケジュールでお示した予定のスケジュールどおりの流れになっていないことがルール上許容されるかどうか、その点は確認をしております。

平成18年の11月22日付でPFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続についてということで、これは関係省庁の連絡会議幹事会申し合わせというものの文書がございまして——によりますと、PFI事業においては、いわゆる性能発注の考え方をとることが必要であるため、個々の事業者の事業提案内容が、あらかじめ発注者が契約書案を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らず、例えば、事業者の個別提案に応じて関連するリスク分担の取り決めやモニタリングの方法など別途に決めることが必要な事項が生じることもあり、また、契約の内容に含めるべき個別事項について、入札前の契約書案の中で具体的、確定的に定めることが現実的に困難であるケースも想定される。したがって、実際にPFI事業を実施するに当たり、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、必要に応じて、落札者が決定された後の協定を締結する段階において発注者と事業者との間で明確化を図ることは、PFI事業の円滑な実施に資するものと考えられ、入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許されないものではないとされておりまして、告示した内容について変更を加えたとしてもですすね、これは許容されるという理解でございます。

また、専門家の方にも2名の方にお尋ねをしたところ、事案としてはかなり多くあると。やはりリスクをですすね、しっかりどちらがとるかということをもまず優先させ、町益を減損するようなことがないことを第一に考えることで、こうした公表時、スケジュールどおりいかないという事例はあるものと認識をしております。ただし、議員おっしゃるように、しっかりこのリスクを分担を図った上ですすね、お互いが協議の上、スピーディーにこの閉店期間を短くしていくことが当該案件については必要だというふうに理解しておりますので、今後とも積極的な協議の場をつくっていきたいと思っております。

○6番（原田 希君）

前回もこの対話の段階についての非常に重要だというお話を私もさせていただいております。その中で、分野分野でのさまざまな対話を、今もそのリスク分担についての対話はなさ

れていると思いますが、午前中もありました、なるべく町の意見を落とし込んでもらいたいというようなお話もありました。

これは当然ですね、やっていただきたいと思う一方で、民間の力も十二分に発揮できるような、本当に難しいと思うんですけど、そういうしっかりとした対話をやっていただくようお願いをしてきたかと思うんですが、現時点でその対話としてはそういった対話ができているか、できたかどうか、これをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

対話の中身はですね、ちょっと中身、詳しく申し上げることはできないので、ちょっともどかしく思っているところなんですけれども、双方、いろいろこうやっぱり主張がございます。私どもも相手方もですね。ですので、そこをどの時点で折り合いをつけたりとか、リスク分散に関しては特にそうなんですけれども、そういうふうなところでのどこで折り合いをつけるかというような協議、こういったものも引き続き継続してやっております。

私どものスタンスといたしましては、もちろんスピード感を持ちながらですね、かつ慎重さというのあわせ持つ必要があるかと思えます。こういうスタンスで臨んでいく所存ですので、次第に熟度を高めつつですね、状況をいろいろ整えていくというような形を、私どものほうとしてもそういう姿を目指しながらやっているとございますので、そういったところで御承知方お願いしたいというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

なかなかほかの同僚議員さんも細かいところまでのやりとりはできないということで、ちょっともどかしい思いをお互いに多分していると思うんですが、先ほど来言っていますようにしっかりと、大変だとは思いますが、しっかりと取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

恐らくこの件は毎回出てくるというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。
この項はこれで終わります。

次へ進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の2番、今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員、質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

スケジュール感といたしましては、提案内容に関しての競争的対話の後にですね、優先契約事業者の選定を行っていく運びになってくると思います。そのうちに基本協定を締結いたしまして、その後、事業者契約の仮契約という流れになるだろうと思っております。

仮契約を本契約にするためには、これは議案上程が必要になりますので、それをする事となります。ほかにも関連議案を上程することになると思いますが、関連議案を議決いただいた暁には事業着手というような運びになるかというふうに思っております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

今後の流れとしては、今、御説明いただきました。これは多分3月にもお聞きした内容だというふうに思います。

ちょっと確認、同じような、3月と同じような話になるかもわかりませんが、ちょっと確認ですが、今現在はその募集要項のスケジュール概要でいくとプレゼンテーションの実施というところの段階、今後、事業者の決定がなされ、優先事業者の決定がなされ、それを公表されて、基本協定の締結、それから仮事業契約の締結、事業契約の締結というふうに進んでいかれるということだというふうに思います。

やっぱり気になるのは予算的な部分がいつ出てくるのかということですが、これに関しても、たしか3月でお尋ねをしたと思いますが、確認でお尋ねをさせていただきますが、基本協定の締結と仮事業契約の締結のその相中あたりということでは理解をしておりますのでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっともう一回なぞってみたいと思います。

まず、今、対話を継続しております。優先事業者、契約事業者の決定に至って、その後に基本協定の締結になります。ここまでは、基本協定まではですね、そのまま締結までは行くことは可能なんですけど、その後、事業契約の仮契約が必要となるんですけど、この手前の段階で予算計上、長期債務負担行為等が必要になってくるというふうに考えております。

予算の議決を踏まえたところで事業契約の仮契約を実施いたしまして、再度、議会のほうで仮契約を本契約とする議決が必要になってくると、このような流れになりますので、議員お見込みのとおりでよろしいかというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

それと済みません、もう一点。

大まかなその費用、経費に関しても、今言われました仮事業契約締結の前に予算的なものが出てくるんですけど、その大まかな数字が、これ、ここでは多分かちっと確定した額が出ると思うんですけど、大体ざくっとした大まかな数字が出てくるというのは、優先事業者が確定した段階で恐らく提案を受けると思いますので、その時点では概算といいますか、大体このぐらいですよという数字は出てくるというふうに理解をしておりますのでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大体出てくるタイミングといたしましては、優先契約事業者が決定する段階、そして、基本協定の前あたり、このあたりでは大体の目安というものはつかめるだろうというふうに考えています。それを踏まえたとところで予算をというふうな考え方は持っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

大まかな今後のスケジュールとしては理解をいたしました。

具体的に何月ごろというのも要項には書いてありますけど、最初に言いましたとおり、あくまで予定という感覚を私は持っていますので、しかしながら、一方でそういった空洞化の期間は短くという思いも持っていますので、そのあたり踏まえながら、しっかりと今やられている対話をですね、しっかりとやっていただきたいという願いをして、この項は終わらせていただきます。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、子育て支援について、要旨の1番、国の政策として、幼保無償化内容を伺う。また、実施に際して、町の負担はあるのか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうから原田議員の質問事項3、子育て支援について、要旨1、国の政策として、幼保無償化となる様だが内容を伺う。また、実施に際して、町の負担はあるのかという質問につきまして答弁いたします。

国の施策として10月から幼児教育・保育無償化が決定いたしました。

内容につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等に通う3から5歳児の利用料と0から2歳児の住民税非課税世帯の利用料が無償化となります。また、幼稚園の預かり保育におきましても、保育の認定を受けた場合のみ、利用状況に応じて月額11,300円までの範囲で無償化となります。

さらに、認可外保育施設等における3から5歳児で保育の必要性を受けた場合は、保育料の全国平均月額37千円までの利用料が無償化となり、0から2歳児の住民税非課税世帯は月額42千円までの利用料が無償化となります。

町の負担割合でございますが、国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。町の負担としましては、3から5歳児及び0から2歳児までの住民税非課税世帯の保護者負担金がなくなるため、その歳入分とその他の費用を含めまして、約4分の1が新たに町負担となる予定です。全体の割合からしますと、おおむね二、三%の増額となりますが、ただし、この二、三%増額分につきましては、本年度に限り、全額国費より補填するという説明を国から受けておるところでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

今、概要と負担の割合ということで、町が4分の1ということで御説明をいただきました。

今年度については国が全額負担ということでございますが、来年度以降、その4分の1は支出をしていかなければいけないということになると思うんですが、この4分の1の負担の額というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

来年度以降の4分の1の負担となるかとのところと、あと金額についての御質問だったかと思えますけれども、この二、三%の増額分の国費補填につきましては、今後については、まず未定でございます。

それと、給付額の総額はおよそ——済みません。こちらですね、細かいところを予測するのがなかなか難しく、およその金額になりますが、御了承ください。およそ340,000千円と見込んでおりまして、これの約二、三%でおよそ8,000千円ほどと見込んでおりますので、町の負担としましては、年間およそ85,000千円と見込んでおります。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

年間80,000千円ぐらいの費用がかかってくるということでございます。

今年度に関しては国が負担をしていただけるということで、来年度以降は全くそういう国の、2分の1は負担は国となっておりますが、何かちょっと冒頭も言いましたとおり、国の政策としてやりますよと言いながら自治体にも負担を求めるという考え方は、ここで言ってもあれなんですけど、どうなのかなと思うところで、今、80,000千円程度今度かかってくると。これは純粋にうちの町で出していかなきゃならないのか、それともまた、その部分も例えば交付金等に上乘せしてもらえるものなのか、そういうのの措置というのは2年目以降は全くないというふうに思っとなきゃいけないんでしょうか、そのあたりよろしくお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

町の負担金についての御質問でございますが、先ほど申し上げました年間85,000千円ほど見込んでおるという金額につきましては、こちらは純粋に町の負担金となる部分でございます。国の補助はまた違う金額がございますので、85,000千円に関しましては町の負担分となります。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

わかりました。

あと幼保無償化と言いつつも、全く、例えば、0から2歳は非課税世帯のみというような形で、丸々無償になるわけではないというお話でございますが、これ、国が無償化をやる

んだというような報道が流れて、去年ぐらいからですね、ただになっとやろうみたいな話をあちこちでいただきます。

ただ、その時点ではまだ全く自治体にどういう負担があるのかみたいな話も全くない状況で、でも、住民の皆さんはよかった、ただになるみたいな話が、やっぱりみんな思われています。でも、実際ふたをあけてみると、いや、0から2歳までは非課税なんですよとかいう、意外と何か縛りがありまして、そんな、そうですね、ちょっとそういう中で、例えば、無償化になるんだけど給食費はどうなんだとか、それから、町内の施設で対象外となるようなところはありますか、そのあたり、ちょっと伺えたらというふうに思います。

○住民課長（扇 智布由君）

まず、無償とまらないものという御質問でございますけれども、保護者から実費で徴収している費用につきましては無償となりません。例えば、通園送迎費とか、あと食材料費、行事費がそのたぐいになってくるかと思えます。

それと、町内に対象外の施設はあるのかというところでございますが、町内にそういった対象外の施設はないものと思っております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

わかりました。

一般的な話として、この無償化という話が出たときに、一般的な話なんですけど、まずは、うちは今のところ大丈夫なんですけど、保育園が足りていないのにただにしたら、余計手を挙げる人が多くなって待機児童が余計にふえるんじゃないかというような一般的な話がございます。

うちの場合は認定こども園が今2園できてということで、保育園も1つありますし、今のところは待機児童という話はなかったというふうに思うんですが、無償化になることによって、そういった上峰町でもそういった懸念が出てくるというような、今のところ、行政としての考えは持たれてないでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

待機児童についての御質問だったかと思えますけれども、議員さんがおっしゃるとおり、現在、上峰町では待機児はなしになっております。

今回の無償化に伴い、保育等を希望される方がふえる可能性というのは十分に考えられると思えます。これはどこの自治体に関しましても同じようなことが考えられるのかなというふうに思っております。

町としましては、状況に応じて認可外保育施設等の利用とか、あと町内施設の事業者等と定員増への協議等も視野に入れたところで判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

そういったところも早目早目にですね、そういう事態が起きてから考えていく、対応するというのではなくて、早目に準備をしていただいて、さっと対応ができるように、そうなるかどうかはちょっとわかりませんが、なった場合にはすぐ対応ができるというような体制も整えておいていただきたいなというふうに思います。

この項については、これで終わります。

次、進んでください。

○議長（中山五雄君）

要旨の2番、放課後児童クラブの運営については、スムーズな移行が出来たのか。また、現在の状況はということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

続きまして、原田議員の質問事項3、子育て支援について、要旨2、放課後児童クラブの運営については、スムーズな移行が出来たのか。また、現在の状況はという質問につきまして答弁いたします。

スタートアップ時は、理解の相違はあるものの、放課後児童クラブにつきましては、事務処理上、業務の確認を行う上ですり合わせに時間を要しましたが、4月1日付で社会福祉法人と委託契約を終え、受託者、学校、教育委員会、住民課と密に連携を行い、スムーズな運営が行われているところでございます。

現在の状況といたしましては、上峰幼稚園旧園舎におきまして、定員135名のうち、5月末現在の児童数は121名であり、支援員4名、補助員3名、事務員1名体制で子供たちの支援を行っております。

また、上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に沿って運営が行われているところでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

この放課後児童クラブにつきましては、もうかねてから施設の環境改善、それから、さらなる質の向上ということで、ほかの議員の皆さんも何度となく質問をされてきて、やっと新しい環境でできるということになりました。これは大変うれしいことだというふうに思っております。

引き続きですね、しっかりと委託先の事業者さん、それから町としっかりと連携を密にしながら、上峰町の放課後児童クラブの何と申しますか、運営をしっかりとやっていただきたいなというふうに願う、思うところで、お願いをするところでございます。

で、冒頭に統括のほうでも触れさせていただきました。移動の際の安全対策というところで、今、どういうふうな形で下校して、学校から施設までの移動ですね——に関しての安全

面でもしっかりとやってくださいよというお願いもしてきましたので、実際、今、どういうふうな流れで学校から施設までというふうに移動を行っているか、そのあたり、御説明をいただければというふうに思います。

○住民課長（扇 智布由君）

小学校から児童クラブまでの安全対策というところの質問だったかと思えますけれども、小学校の裏門から出たT字路におきまして、飛び出し注意の看板を追加で設置をいたしました。また、小学校と協議しまして、少し遠回りになります。必ず横断歩道を渡るよう小学校のほうからも指導をいただいております。

住民課としましても、子供たちが横断歩道を渡る習慣が身につくよう現地にて指導を行ったところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

行政としてさまざまな対応をしているところではございますが、事業者の皆様方のこの1年間の運営の中で不都合等があったり、また、議員の皆様方から注意喚起されたことも踏まえて、しっかり御要望等があればですね、事業者さんからもお聞きをした上で改善に向けて努力していきたいと思っております。

○6番（原田 希君）

ぜひですね、よりよい放課後児童クラブをつくっていただきたいというふうに思います。

済みません。それからもう一点、先ほどの移動の話なんですけど、ちょっと教育委員会のほうにお尋ねしたいんですけど、例えば、下校の時間なんで、バス停に行く子供たちとかもいらっしゃると思うので、その交差点といいますか、横断歩道、学校の裏門を下ったところ、あそこに例えば先生方が立って一緒に、一緒にといいますか、その下校指導をしながら学童へのみたいな、そういったところというのはされてないでしょうか。

今の住民課長の話ですと、ちゃんと横断歩道を渡りなさいね、じゃ、行ってらっしゃいみたいな感じにもとれますので、そこら辺、ちょっと具体的にそういうことをやっていますよみたいなのがあれば教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

下校時のちょうどあそのT字路のところの横断についての下校指導ということで御質問をいただきました。

例年どおりではございますが、4月の初めに下校指導ということで、あその横断歩道を渡るよというので、現場のほう、先生たちも立ち、指導をしたところでございます。現在は、児童それぞれが横断歩道をきちっと渡っているというような状況でございました。

先日、定例教育委員会が終わった後に私ども、それから教育委員みんなで学童のほうを訪

聞させていただきました。そのときも子供たちはきれいに横断歩道を使って、にこやかに、本当元気に児童クラブのほうに来ておりました。

先ほど説明がありましたようにですね、施設も広く、みんなが本当明るく来てくれていたのをうれしく思いました。

さらに、新しくパソコンを利用して子供たちの把握を努めていらっしゃる場所、本当心強く思い、安心をして現場のほうを見てきたところでございます。

登下校の、下校の指導について、以上でございます。

○6番（原田 希君）

今、ニュースを見ていると、子供たちが巻き込まれるような車の事故というのを、また非常に目にするところがございます。あそこは狭いといいながらも、急にやっぱり車がびゅっと飛び出てきたりということもありますので、大人数での移動になりますので、そこら辺はやっぱりちょっと心配だなというのがありますので、ぜひ今後ですね、そこはバス停に行く子たちもそうなんですけど、下校の安全というところはしっかりとやっていただきたいなというところで、教育長に最後一言いただいて、この項を終わらせていただきたいと思っております。よろしくお祈りします。

○教育長（野口敏雄君）

児童の放課後の下校並びに放課後児童クラブへの移動等についての安全確保ということでございます。

子供たちの動き、それから、最近の全国的なニュースを見ていると、予想しない交通事故がですね、起きているということで、本当に胸を痛めているところがございますが、この本町におきましても、そういったものが起きないとは限らないわけございまして、どのようにそういった可能性を低めていくのかということが我々に課せられた課題だろうと思っています。

今、御指摘も議員さんからありましたが、それぞれの学校の職員、あるいはクラブの、児童クラブの職員はもちろんなんですけれども、地域を挙げて子供たちを見守り、そして、車や、あるいはバイク等に乗っている人に対しては、ある意味の注意を促すようなですね、注意喚起をするような、そういう空気といいますか、そういったものが本町の中にも醸成されて、みんながやっぱり子供たちの登下校時には注意をするというようなものになっていきたいものだというふうに思っています。

できるだけ時間が許せば、あるいは状況が許せば、立ち番であるとかいうことをしながら、しかし、いつでも立てばいいという問題でもありませんので、少しずつ子供たちの自主性、自己で、自分で安全確保をしていくという、そういったことの成長も期しながらですね、指導もしながら進めていきたいというふうに思っております。

常々学校との協議を密にして、そしてまた、関係機関との話し合いを密にしながら、そう

いった上峰町をつくっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、空家対策について、要旨の中で、現在の取り組みの進捗はということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

原田議員の質問事項4、空家対策について、要旨1、現在の取り組みの進捗状況につきまして答弁いたします。

空き家対策につきましては、平成30年3月に上峰町空家等実態調査が上峰町全域にて終了しております。

空き家等建物の調査結果につきまして、幾つか御紹介いたします。

調査対象建物164棟に対し、現地実態調査を行った結果、122棟が空き家等と推定される建物と判断されました。

その内訳は、倉庫、車庫等の附属する建物が41棟で、居住の用に供する家屋が81棟です。今回の調査は、この81棟につきまして、空き家自体の老朽度及び敷地内の衛生、景観、生活環境等の状況調査を行っております。

その総合判定で活用可のA判定、軽微な修繕のB判定、大規模修復のC判定、活用困難のD判定に分けられ、活用困難のD判定が7棟という判定結果が出ております。

また、この実態調査にあわせましてアンケート調査を行い、68件の回答を得ることができました。

平成30年度におきましては、8名の委員で上峰町空家対策推進協議会を立ち上げまして、3回の協議会を開催し、上峰町空家等対策計画を策定いたしました。今後はこの計画に基づき、所有者への空き家に対する意識の涵養、地域住民、民間事業者と連携した対策、特定空家等の取り組み、住民からの相談に対する取り組みを行っていききたいと思います。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

済みません。もう余り時間もないようですので、先ほどA、B、C、Dという仕分けをされているという中で、今回出したのはそのD判定に係る7棟の分で、活用できる分に関しては、午前中ちょっと何かのやりとりでバンクの話をされたと思うんですけど、そこはそこで進めていただきたいと思います。このD判定につきましては、とにかく危険が伴うということで、やっぱり早急に地域の方々から何とか早く対応をしてもらえないだろうかというようなお話も聞きますので、ここは非常に難しい事業に、取り組みになるんだろうかと思いつつも、しっかりと事業計画も策定されておりますので、今回はそのD判定を早く

何とかしてほしいというお願いでの質問ということで御理解をいただければというふうに思っています。

また加えて、例えば、Cが余り放置されてるとDになってくるんじゃないかというようなことも考えますので、今回、特にDの部分については早く何とかしてほしいというお願いと、加えてA、B、Cについてもしっかりと活用なり対策をとっていただきたいなというふうなお願いをして、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、4時半まで休憩いたします。休憩。

午後4時18分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

一般質問を再開いたします。

9番寺崎太彦君をお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。9番寺崎太彦です。ただいま議長の許可が、登壇の許可がおりましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項1として、行財政改革について、質問要旨1として、2018年6月、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画が閣議決定され、官民連携したデジタル化を推進するロードマップが描かれており、これに関連して、要旨の1として、IT化、行務の効率化のために、ペーパーレス化の検討はについて質問をいたします。

続きまして、要旨の2として、政府は日本再興戦略、2020年東京五輪開催に向けて、キャッシュレス決済を普及させ、利便性、効率性の向上を図る方針を示しておりですね、それに関連しまして要旨の2として、国は、消費税増税に伴い、キャッシュレス決済比率を高めようとしているが、町でもキャッシュレス決済を導入してはについて質問いたします。

続きまして、質問要旨2、交通安全対策について、質問要旨1、町道下津毛三田川線変則五差路の進捗はとしておりますが、昨今、テレビニュースでですね、池袋交通事故、また、滋賀県での交通事故に子供が巻き込まれる、それから、先日、福岡県早良区によってですね、痛ましい交通事故がありですね、そういうのを受けまして、この変則五差路に面しています米多坊所線、ここがですね、途中までしか歩道がなくてですね、それから先、歩道整備され

てないこの変則五差路の計画にこの歩道の整備が入っているか、ピンポイントで聞きたいと思います。

それから、要旨2として、町道下津毛三田川線の下津毛南交差点が狭小しているため改修が必要と思うが考えはとしております。

これは下津毛南交差点の東側に町境があり、その町境が橋がかかっており、その橋の真ん中が境になっておっただけですね、みやき町分と上峰町分があっただけですね、みやき町がですね、町と一緒に、上峰町と一緒に橋を広くしようという話を聞きまして、それなら一緒にですね、交差点まで広くされたらどうかと思いまして、上げております。

それから、質問要旨3として、地域振興策。

6月にですね、法の改正があり、関連してですね、質問要旨1として、ふるさと納税の法改正があり、町は、4月限定となったが、今後の対応はとして聞きたいと思います。この項は同僚議員も聞いております。重複する部分がありますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、行財政改革について、要旨の1番、IT化、行務の効率化のために、ペーパーレス化検討はということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項1、行財政改革について、要旨の1に関して答弁をいたします。

平成28年度に業務管理システムを更新するなどしまして、IT化には努めているところでございます。今後、生産労働人口が減少の一過をたどります日本社会におきまして、労働生産性を向上させて長時間労働などの人の負担を軽減することが必要であり、本町も例外ではないと考えております。

ITツールには幾つかございますけれども、定型処理を自動化できますRPAによる業務効率化も視野に入れ、検討したいと思いますが、検討には全庁的な対応が必要になるだろうと考えております。

ペーパーレス化に関しましては、デジタル化にすることでメリットも大きいのですが、長文の資料を読み、内容を把握してからまとめるなどの作業の際は紙ベースがよい場合もございますし、公証書類も紙がベースとなっております。また、発出文書はペーパーレス化にもくみしやすいのですが、受領文書は電子化が難しいなど、これまでペーパーレス化が劇的に進まず、併存してきた背景もありますので、作業関係も考慮しつつ検討させていただく必要はあるかと思っております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど室長がお答えになりましたけれども、前向きなのか、後ろ向きか何か、ちょっとわか

りません。このペーパーレス化、メリットとしてはですね、よく言われるのが紙や印刷のコスト削減等々今まではありましたけれども、これからはですね、もうこのデジタル化の中でですね、クラウドにですね、データをアップすればですね、資料が簡単に探せる。それとか、セキュリティー対策ができるとか、保管場所、キャビネット等が要らないとかですね、また、災害、もしも何かあったらですね、そんな紙媒体ではなくてですね、デジタル化にしておけば災害には強い。結構メリットが大きいとは思いますが、今現在ですね、紙媒体で残しておかなければならないとか決まっている、何かこういうのは絶対、紙でしか残せませんよとか、そういうのはあるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現在のところ、電子媒体と紙媒体が併存してるような状況かというふうに私ども把握しております。これを紙で残しておかなければならないということの規定はたしかなかったかなというふうには思っております。

ただ、物理的に紙にならざるを得ないというようなものは存在するだろうと思います。例えば、図面とか設計図書とか、こういったものに関してはやむを得ずちょっと紙で残さざるを得ないかなというふうには思っているところでございます。

その辺の取り込みに関しましても、PDFというような一つのやり方ありますけれども、これもPDFで取り込む機械自体がですね、かなり大きいものじゃないと、なかなかPDFで読み込めなかったりとか、縮小かけてると、逆にこう、何だかわかんなくなっちゃったりとかいうようなこともございますので、メリット、デメリット、先ほど議員が言われたようなメリットも確かにあるんですけれども、一方、デメリットとしても幾つかこう挙げられるものがございますので、そういったところをどのように解消していくかというのは一つ課題ではあるかなというふうには思っております。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど室長も言われましたけれども、紙媒体のですね、デジタル化、PDFが一般的。中にはですね、デジタル化になったらメモができないとか言われるんですけど、中にはですね、デジタル化にしてもですね、書き込みができるようなところもあるとお聞きしております。また、文書作成がですね、もともとパソコン、デジタル化でつくっておりますね、これをまた紙で出すということはやはり非効率ではないのかなと思います。

またですね、これからですね、町に申請等出さなければならないケースもあると思います。今ですね、確定申告等もですね、電子申告、パソコンで家で簡単にできます、中にはですね、わざわざ役場に出てくる必要があるのかなと私は思います。実際、戸籍もデジタル化になって保存されとり、やはり前向きにペーパーレス化に取り組んだらどうでしょう。

何か、以前何かペーパーレス化で聞いたときですね、決裁時、書類を回すときですね、印鑑押さんといかんから、物理的にどうでん無理とか言われたんですけれども、電子決済とか

できるんですよね。やっぱり時代の流れかなと思うんですけども、室長の考えをもう一度お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほど議員のほうもいろいろメリットのほうをですね、御指摘いただいたかというふうに思っております。

まず、ペーパーレス化することによりまして、書類データを減らす、これにおける利点というのは、先ほど言われたように、コストをまず削減するという考え方ですね、あと資料を探しやすくなるという検索性の向上、それと、いつでも、どこでも、閲覧、承認できたり、先ほどの電子決裁のことも含めてそうです。あとはセキュリティー対策ができたり、スペースが有効活用できたり、こんなのが挙げられると思います。

で、また、データであれば整理の手間自体が少なくなりまして、日焼けなどで劣化する必要も少なくなるだろうというふうに思っております。

で、また、時間と場所を問わずアクセスすることもできるというのは大きなメリットかなというふうに思っております。

一方、デメリットのほうとしても、ペーパーレス化を進めていきますと、文書でモニターを確認するという作業が多くなってくだろうと思います。また、モニターの大型化だったり、あるいはデュアルモニターという形で複数モニターですね、こういったものを同時に進めないと作業効率が落ちてしまうというような懸念も片やございます。また、契約書とかの文書をつくったりとかですね、そういう定型的な作業というのはペーパーレス化というのはある程度容易かなとも思っております。

でも、長文の資料を読みまして、内容を把握してから提案書まとめたりとか、そういうようなある一定の創造的作業ですね、こういったものに関しましては紙文書のほうが向いていたり、そういうのは考えられると思いますし、また、業務内容によりましては、デジタル化から紙に戻して、で、またデジタルというような柔軟な行き来が必要になる場合もございまして、紙とデジタルどちらがいい、悪いということじゃなくてですね、今のところ上手な使い分けが必要なんじゃないのかなというふうな認識を持っております。

で、また、特に私も役所ではですね、先ほど保存自体はデータ化できているんですけども、実際、出力する場合においては、例えば、印鑑証明書であったり、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、税証明、こういった紙媒体を相手方がこう求めてくることが多いということもございまして、こちらでこうデータ化をした場合であっても、相手方が紙媒体を求めているというような場合もございまして。ですので、今の段階では電子と紙と併存しているような状態なんであるんですけどね。ですけども、そのところの一定のすみ分けをですね、徐々に考えていく時代なんじゃないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

デジタルと紙媒体のすみ分けとか言われました。まあ、わからないではないんですけども、やはりですね、こう私たちもですね、携帯電話が出てきて、で、スマート、パソコンになって、スマートフォン。このデジタル化、最初はですね、なかなか取っつきにくいんですけども、やはり使ったら便利。やっぱり、何かそれが時代の流れとしか言われないんですけど、また、先ほど課長がですね、働き方改革。やはりワークスタイルの改革につながる。在宅で役場の仕事ができると、そこら辺も何か関連して出てくるのかなと思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほど申し上げましたのは、日本でも生産労働人口はこれから減っていきますので、それにおける生産労働人口が減った上でのですね、業務の改善化を目指さなくてはならないと、そういった意味では本町も例外ではありませんということで、一つの方策として、ペーパーレス化とはですね、含んでもいいんですけども、ちょっと一旦別の考え方をしまして、RPAという手法を検討してはどうかというようなことで私も考えております。

このRPAといいますのは、ロボティック・プロセス・オートメーションというものの略でございます。事務作業、つまり定型作業ですね、デスクワークの。こういったものをパソコンの中にあるソフトウェアでロボットが代行して、自動化して、大きくいえば転記作業ですね、こういったものをオートメーション化してはどうかと、こういったものを検討してもいいのではないのかというようなことで申し上げた次第でございます。ですので、そういったところを導入することによってですね、作業効率を上げていったりというのは一つの方策なのではないかということで検討してもいいのではないのでしょうかというようなことで申し上げた次第でございます。

以上でございます。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の2番、国は、消費税増税に伴い、キャッシュレス決済比率を高めようとしているが、町でもキャッシュレス決済を導入してはということで、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

9番寺崎太彦議員の質問事項1、行財政改革について、要旨2、国は、消費税増税に伴い、キャッシュレス決済比率を高めようとしているが、町でもキャッシュレス決済を導入してはについて答弁させていただきます。

私からは税関係についてキャッシュレス決済の導入についての対応を申し上げたいと思います。

まず、県内の状況を説明させていただきます。

まず、県内ではインターネットバンキング等を利用して税金を納めることができるキャッシュレス決済の導入をされているのが佐賀県ですね、県と、鳥栖市と佐賀市とございます。佐賀県のほうでは自動車税、個人事業税、不動産取得税、鉦区税などマルチペイメントネットワークに対応したペイジーという納付が可能に、ペイジーを利用して納付することが可能になっているということになっております。

ペイジーというものは収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者が金融機関の窓口ほかATM、パソコン等を利用して、いつでも、どこでも利用料金の支払いができる日本マルチペイメント運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを活用して提供しているサービスとなっております。あらかじめ利用者のほうが、県が指定する金融機関とインターネットバンキング、モバイルバンキング等の契約をする必要があるとなっております。

また、佐賀市と鳥栖市につきましては、クレジットカードにより、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税を納めることができるようになっております。これはインターネットやスマートフォンを利用した納付方法で、ヤフー公金支払いサイトにより支払いを行うこととなります。利用手数料としましてはお客様負担が決済手数料として、おおむねですけども、10千円につき約110円ほど手数料がかかっているみたいでございます。

で、また、全国的にですけれども、ことしの10月からeLTAxといまして、地方税の共通納税システムのほうが全国的に稼働するようになってます。これにつきましては、ほとんど法人税関係をまず国が主導してですね、法人税をまず全国的に納税するシステムでございます。その後の、このシステムを利用しまして、この市町の対応としましては、課税項目の追加を今後検討していきますという国の方針が出ているところでございます。で、そこで町の固定資産税とかですね、軽自動車税をふえる可能性がありますということは今、Q&Aで答えをもらっているところでございます。

今現在、上峰町の納税方法としましては、納付書による金融機関やコンビニでの納付方法と、また、納税者から指定された預金口座から引き落とす方法で対応しているのが現状でございます。

議員さんが言われてるキャッシュレス決済ができるようになれば、当然、利用者さんとしてはインターネットとかですね、スマホを利用したときに、好きなときに納税ができるようになると思います。

今後につきましてはですけども、先ほど申し上げた全国的な動き、また、納税義務者がですね、納得しやすい方法の選択肢がふえるということで納税しやすくなることから、周りの動向とか全国ですね、動きを見ながら、また、国のシステム等が動きがあればですね、それに乗かってキャッシュレス決済のほうに検討は、検討が向いていくと思っておるところでございます。

私から以上であります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど税務課長から言われました。ちょっとわからなかったんですけど、国から追加する、国が町税を収納するというようなことですか、ちょっとわからなかったんで、もう一度そこを説明してもらってよろしいですか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

ちょっといま一度ということで、済みません。

まず、国がですね、今、地方税共同機構という組織を立ち上げてまして、そこで地方税共通納税システムというものを今、稼働に向けてですね、準備をされているところでございます。ことしの10月から、まずは全国的に幅広く利用できるのが法人税ですね、まずね。全国、会社が支店とかございますので、そういったまず法人税をまずこのeLTAXというんですけども、それを利用して、まずは法人税をこの電子申告とかですね、また、納税もこのeLTAXを利用して納税していただくようなシステムが稼働となっております。そのシステムを、まずは法人税を中心に、また、個人住民税の特別徴収分とかですね、全国的な会社の支店とかある、そういう全国的に展開しているような事業者さんに対しまして、申告しやすく、また、納税しやすくできるような、一括で対応できるようなシステムが今できつつあるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、私どもの市町につきましてはという話ですけども、これの全国的な話になると思いますけども、可能性は、そういった固定資産税とかですね、軽自動車税をこのシステムに乗っけて納税ができるような、先ほど言った電子決済的なものですね、をできるかという話で質問があったQ&Aの中では、今後検討しますという回答になりますので、このシステムがうまくいって、また、全国的にですね、こういう声が上がっていけば、このシステムの中に電子媒体を利用した納税が可能ということになると見込んでおります。

以上になります。

○9番（寺崎太彦君）

やはりですね、納税者からするとですね、少しでも便利になるほうがいいと思います。今、課長の答弁を聞いておったらですね、国のあのシステムに乗っかれるんなら乗りたいような感じで、積極的な——は見えなかったんですけども、やはりキャッシュレス決済等々すれば、手数料等が発生するので、なかなか実現等々が難しいのですか。何か難しい原因があれば、教えてください。

○税務課長（矢動丸栄二君）

問題といたしますか、まず、今回ですね、そういった全国的な動きがまずあるということがちょっと私もわかりまして、町単独で費用をかけて動くより、全国的に一律になったほうが

町民さん、全国の国民さんも利用しやすいんじゃないかなということではちょっと今、目の前じゃなくてですね、そういった今後の話をさせていただいたところでございます。

現在、鳥栖市とか佐賀市とかですね、佐賀県とかもやってあることは現実的でありますので、そういったことも鳥栖市とかですね、また、お聞きしながらですね、費用とかもですね、先ほど110円という費用は大体わかったんですけども、利用数とかですね、率とかですね、そこも検討しながら、調べながら検討していきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時58分 散会